

令和 8 年医療施設調査
調査票 新旧対照表（案）

○ 医療施設静態調査	病院票		1
	一般診療所票		16
	歯科診療所票		27
○ 医療施設動態調査	動態調査票		34

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
票名など 秘 統計法に基づく基幹統計調査 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 医療施設静態調査 病院票 ②（令和8年10月1日現在） 政府統計コード 調査対象ID パスワード（初期） ※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号	票名など 秘 統計法に基づく基幹統計調査 厚生労働省 政府統計 医療施設静態調査 病院票 ②（令和5年10月1日現在） ①注:※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号	①注書きの文言変更 ②調査年次の更新及び調査時点の視認しやすい場所への移動
医療機関コード ※診療報酬明細書などに記載する医療機関コード7桁を記載		○問の新設 他の医療関連データとの紐付けにより、より詳細な分析が可能となるよう、二次利用における利活用拡充の観点から追加する。 ※集計には使用しない
医療機関コード	(新設)	
(4) 開設者	(4) 開設者	①選択肢の細分化 昨今、一般社団法人や一般財団法人による医療機関の開設事例が増加しており、その非営利性の観点からも疑義（※1）が生じている状況にあることから、今後、対策を進めるにあたり、当該法人が設立する医療機関の実態を把握する必要があるため選択肢に「一般社団法人・一般財団法人」を追加（※2）する。 また、追加に伴い、以降の選択肢の番号を繰り下げる。 ※1 医療法では医療機関の開設者は原則として営利を目的としてはならないこととされている。 ※2 「その他の法人」に含まれていたものから細分化させるもの。
(4) 開設者 ② 01～27のあてはまるものひとつに○ * 印の開設者のうち、医育機関は28にも○ ③ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 * 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 * 09 市町村 * 10 地方独立行政法人 * 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 * 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 一般社団法人・一般財団法人 ① 26 その他の法人 27 個人 28 うち、医育機関 ① ④	(4) 開設者 ② 01～26のあてはまるものひとつに○ * の開設者のうち、医育機関は27にも○ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 * 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 * 09 市町村 * 10 地方独立行政法人 * 11 日赤 12 済生会 13 北海道社会事業協会 14 厚生連 15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 * 22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人 27 医育機関(再掲) ① ④	②注書きの文言変更（①の変更に伴うもの） ③誘導矢印の追加 本選択肢を記入した場合に記入が必要な問への誘導を促すため ④選択肢の文言変更 分かりやすさの観点によるもの（記入者にとって「再掲」という用語が必ずしも一般的ではないことから、分かりやすさの観点により表現を変更する。以下同様。）

医療機関コード ※診療報酬明細書などに記載する医療機関コード7桁を記載

医療機関
コード

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																												
（5）許可病床数 <table><tr><th colspan="3">（5）許可病床数</th></tr><tr><td colspan="2">精神病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">感染症病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">結核病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">療養病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">一般病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>床</td></tr><tr><td>うち、回復期リハビリテーション病棟</td><td>一般病床</td><td>床</td></tr><tr><td></td><td>療養病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">うち、認知症病棟の病床</td><td>床</td></tr></table>	（5）許可病床数			精神病床		床	感染症病床		床	結核病床		床	療養病床		床	一般病床		床	合計		床	うち、回復期リハビリテーション病棟	一般病床	床		療養病床	床	うち、認知症病棟の病床		床	（5）許可病床数 <table><tr><th colspan="3">（5）許可病床数</th></tr><tr><td colspan="2">精神病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">感染症病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">結核病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">療養病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">一般病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>床</td></tr><tr><td>回復期 リハビリテーション病棟（再掲）</td><td>一般病床</td><td>床</td></tr><tr><td></td><td>療養病床</td><td>床</td></tr><tr><td colspan="2">認知症病棟（再掲）</td><td>床</td></tr></table>	（5）許可病床数			精神病床		床	感染症病床		床	結核病床		床	療養病床		床	一般病床		床	合計		床	回復期 リハビリテーション病棟（再掲）	一般病床	床		療養病床	床	認知症病棟（再掲）		床	○問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの
（5）許可病床数																																																														
精神病床		床																																																												
感染症病床		床																																																												
結核病床		床																																																												
療養病床		床																																																												
一般病床		床																																																												
合計		床																																																												
うち、回復期リハビリテーション病棟	一般病床	床																																																												
	療養病床	床																																																												
うち、認知症病棟の病床		床																																																												
（5）許可病床数																																																														
精神病床		床																																																												
感染症病床		床																																																												
結核病床		床																																																												
療養病床		床																																																												
一般病床		床																																																												
合計		床																																																												
回復期 リハビリテーション病棟（再掲）	一般病床	床																																																												
	療養病床	床																																																												
認知症病棟（再掲）		床																																																												
（7）救急告示の有無 <table><tr><th colspan="2">（7）救急告示の有無</th></tr><tr><td>1</td><td>有</td></tr><tr><td>2</td><td>無</td></tr></table>	（7）救急告示の有無		1	有	2	無	（7）救急告示の有無 <table><tr><th colspan="2">（7）救急告示の有無</th><th>いずれかに○</th></tr><tr><td>1</td><td>有</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>無</td><td></td></tr></table>	（7）救急告示の有無		いずれかに○	1	有		2	無		○注書きを削除 二択問への記載の必要性が乏しいため																																													
（7）救急告示の有無																																																														
1	有																																																													
2	無																																																													
（7）救急告示の有無		いずれかに○																																																												
1	有																																																													
2	無																																																													

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和８年調査）			旧（令和５年調査）			変更理由																																																																																																																																																																																																																																																																						
（８）診療科目 （８）診療科目 ・ 標ぼうしている科目すべてに○ ② <table><tr><td rowspan="15">Ⅰ</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td>03</td><td>循環器内科</td></tr><tr><td>04</td><td>消化器内科（胃腸内科）</td></tr><tr><td>05</td><td>腎臓内科</td></tr><tr><td>06</td><td>脳神経内科</td></tr><tr><td>07</td><td>糖尿病内科（代謝内科）</td></tr><tr><td>08</td><td>血液内科</td></tr><tr><td>09</td><td>皮膚科</td></tr><tr><td>10</td><td>アレルギー科</td></tr><tr><td>11</td><td>リウマチ科</td></tr><tr><td>12</td><td>感染症内科</td></tr><tr><td>13</td><td>小児科</td></tr><tr><td>14</td><td>精神科</td></tr><tr><td>15</td><td>心療内科</td></tr><tr><td rowspan="18">Ⅱ</td><td>16</td><td>外科</td></tr><tr><td>17</td><td>呼吸器外科</td></tr><tr><td>18</td><td>心臓血管外科</td></tr><tr><td>19</td><td>乳腺外科</td></tr><tr><td>20</td><td>気管食道外科</td></tr><tr><td>21</td><td>消化器外科（胃腸外科）</td></tr><tr><td>22</td><td>泌尿器科</td></tr><tr><td>23</td><td>肛門外科</td></tr><tr><td>24</td><td>脳神経外科</td></tr><tr><td>25</td><td>整形外科</td></tr><tr><td>26</td><td>形成外科</td></tr><tr><td>27</td><td>美容外科</td></tr><tr><td>28</td><td>眼科</td></tr><tr><td>29</td><td>耳鼻いんこう科</td></tr><tr><td>30</td><td>小児外科</td></tr><tr><td>31</td><td>産婦人科</td></tr><tr><td>32</td><td>産科</td></tr><tr><td>33</td><td>婦人科</td></tr><tr><td rowspan="10">Ⅲ</td><td>34</td><td>リハビリテーション科</td></tr><tr><td>35</td><td>放射線科</td></tr><tr><td>36</td><td>麻酔科</td></tr><tr><td>37</td><td>病理診断科</td></tr><tr><td>38</td><td>臨床検査科</td></tr><tr><td>39</td><td>救急科</td></tr><tr><td>40</td><td>歯科</td></tr><tr><td>41</td><td>矯正歯科</td></tr><tr><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table>			Ⅰ	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科	04	消化器内科（胃腸内科）	05	腎臓内科	06	脳神経内科	07	糖尿病内科（代謝内科）	08	血液内科	09	皮膚科	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科	13	小児科	14	精神科	15	心療内科	Ⅱ	16	外科	17	呼吸器外科	18	心臓血管外科	19	乳腺外科	20	気管食道外科	21	消化器外科（胃腸外科）	22	泌尿器科	23	肛門外科	24	脳神経外科	25	整形外科	26	形成外科	27	美容外科	28	眼科	29	耳鼻いんこう科	30	小児外科	31	産婦人科	32	産科	33	婦人科	Ⅲ	34	リハビリテーション科	35	放射線科	36	麻酔科	37	病理診断科	38	臨床検査科	39	救急科	40	歯科	41	矯正歯科	42	小児歯科	43	歯科口腔外科	（８）診療科目 （８）診療科目 あてはまるものすべてに○ ② ① <table><tr><td rowspan="15">Ⅰ</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td>02</td><td>02</td><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td>03</td><td>03</td><td>03</td><td>循環器内科</td></tr><tr><td>04</td><td>04</td><td>04</td><td>消化器内科(胃腸内科)</td></tr><tr><td>05</td><td>05</td><td>05</td><td>腎臓内科</td></tr><tr><td>06</td><td>06</td><td>06</td><td>脳神経内科</td></tr><tr><td>07</td><td>07</td><td>07</td><td>糖尿病内科(代謝内科)</td></tr><tr><td>08</td><td>08</td><td>08</td><td>血液内科</td></tr><tr><td>09</td><td>09</td><td>09</td><td>皮膚科</td></tr><tr><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>アレルギー科</td></tr><tr><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>リウマチ科</td></tr><tr><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>感染症内科</td></tr><tr><td>13</td><td>13</td><td>13</td><td>小児科</td></tr><tr><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>精神科</td></tr><tr><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>心療内科</td></tr><tr><td rowspan="18">Ⅱ</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>外科</td></tr><tr><td>17</td><td>17</td><td>17</td><td>呼吸器外科</td></tr><tr><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>心臓血管外科</td></tr><tr><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>乳腺外科</td></tr><tr><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>気管食道外科</td></tr><tr><td>21</td><td>21</td><td>21</td><td>消化器外科(胃腸外科)</td></tr><tr><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>泌尿器科</td></tr><tr><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>肛門外科</td></tr><tr><td>24</td><td>24</td><td>24</td><td>脳神経外科</td></tr><tr><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>整形外科</td></tr><tr><td>26</td><td>26</td><td>26</td><td>形成外科</td></tr><tr><td>27</td><td>27</td><td>27</td><td>美容外科</td></tr><tr><td>28</td><td>28</td><td>28</td><td>眼科</td></tr><tr><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>耳鼻いんこう科</td></tr><tr><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>小児外科</td></tr><tr><td>31</td><td>31</td><td>31</td><td>産婦人科</td></tr><tr><td>32</td><td>32</td><td>32</td><td>産科</td></tr><tr><td>33</td><td>33</td><td>33</td><td>婦人科</td></tr><tr><td rowspan="10">Ⅲ</td><td>34</td><td>34</td><td>34</td><td>リハビリテーション科</td></tr><tr><td>35</td><td>35</td><td>35</td><td>放射線科</td></tr><tr><td>36</td><td>36</td><td>36</td><td>麻酔科</td></tr><tr><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>病理診断科</td></tr><tr><td>38</td><td>38</td><td>38</td><td>臨床検査科</td></tr><tr><td>39</td><td>39</td><td>39</td><td>救急科</td></tr><tr><td>40</td><td>40</td><td>40</td><td>歯科</td></tr><tr><td>41</td><td>41</td><td>41</td><td>矯正歯科</td></tr><tr><td>42</td><td>42</td><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table>	Ⅰ	01	01	01	内科	02	02	02	呼吸器内科	03	03	03	循環器内科	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	05	05	05	腎臓内科	06	06	06	脳神経内科	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	08	08	08	血液内科	09	09	09	皮膚科	10	10	10	アレルギー科	11	11	11	リウマチ科	12	12	12	感染症内科	13	13	13	小児科	14	14	14	精神科	15	15	15	心療内科	Ⅱ	16	16	16	外科	17	17	17	呼吸器外科	18	18	18	心臓血管外科	19	19	19	乳腺外科	20	20	20	気管食道外科	21	21	21	消化器外科(胃腸外科)	22	22	22	泌尿器科	23	23	23	肛門外科	24	24	24	脳神経外科	25	25	25	整形外科	26	26	26	形成外科	27	27	27	美容外科	28	28	28	眼科	29	29	29	耳鼻いんこう科	30	30	30	小児外科	31	31	31	産婦人科	32	32	32	産科	33	33	33	婦人科	Ⅲ	34	34	34	リハビリテーション科	35	35	35	放射線科	36	36	36	麻酔科	37	37	37	病理診断科	38	38	38	臨床検査科	39	39	39	救急科	40	40	40	歯科	41	41	41	矯正歯科	42	42	42	小児歯科	43	43	43	歯科口腔外科	①問の削除 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）のオープンデータにおいて、病院別に、曜日別の休診状況、診療科・曜日別の診療開始時間状況を公表しており、当該データにおいても傾向の把握は可能であることから記入者負担を考慮し、「９月中休診」「特定の曜日のみ」を削除する。 ②注書きの文言変更（①の変更に伴うもの）
Ⅰ	01	内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	02	呼吸器内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	03	循環器内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	04	消化器内科（胃腸内科）																																																																																																																																																																																																																																																																										
	05	腎臓内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	06	脳神経内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	07	糖尿病内科（代謝内科）																																																																																																																																																																																																																																																																										
	08	血液内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	09	皮膚科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	10	アレルギー科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	11	リウマチ科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	12	感染症内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	13	小児科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	14	精神科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	15	心療内科																																																																																																																																																																																																																																																																										
Ⅱ	16	外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	17	呼吸器外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	18	心臓血管外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	19	乳腺外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	20	気管食道外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	21	消化器外科（胃腸外科）																																																																																																																																																																																																																																																																										
	22	泌尿器科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	23	肛門外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	24	脳神経外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	25	整形外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	26	形成外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	27	美容外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	28	眼科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	29	耳鼻いんこう科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	30	小児外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	31	産婦人科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	32	産科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	33	婦人科																																																																																																																																																																																																																																																																										
Ⅲ	34	リハビリテーション科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	35	放射線科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	36	麻酔科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	37	病理診断科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	38	臨床検査科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	39	救急科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	40	歯科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	41	矯正歯科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	42	小児歯科																																																																																																																																																																																																																																																																										
	43	歯科口腔外科																																																																																																																																																																																																																																																																										
Ⅰ	01	01	01	内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	02	02	02	呼吸器内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	03	03	03	循環器内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	04	04	04	消化器内科(胃腸内科)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	05	05	05	腎臓内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	06	06	06	脳神経内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	08	08	08	血液内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	09	09	09	皮膚科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	10	10	10	アレルギー科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	11	11	11	リウマチ科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	12	12	12	感染症内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	13	13	13	小児科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	14	14	14	精神科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	15	15	15	心療内科																																																																																																																																																																																																																																																																								
Ⅱ	16	16	16	外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	17	17	17	呼吸器外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	18	18	18	心臓血管外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	19	19	19	乳腺外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	20	20	20	気管食道外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	21	21	21	消化器外科(胃腸外科)																																																																																																																																																																																																																																																																								
	22	22	22	泌尿器科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	23	23	23	肛門外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	24	24	24	脳神経外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	25	25	25	整形外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	26	26	26	形成外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	27	27	27	美容外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	28	28	28	眼科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	29	29	29	耳鼻いんこう科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	30	30	30	小児外科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	31	31	31	産婦人科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	32	32	32	産科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	33	33	33	婦人科																																																																																																																																																																																																																																																																								
Ⅲ	34	34	34	リハビリテーション科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	35	35	35	放射線科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	36	36	36	麻酔科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	37	37	37	病理診断科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	38	38	38	臨床検査科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	39	39	39	救急科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	40	40	40	歯科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	41	41	41	矯正歯科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	42	42	42	小児歯科																																																																																																																																																																																																																																																																								
	43	43	43	歯科口腔外科																																																																																																																																																																																																																																																																								

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																
（9）患者数 <table><thead><tr><th colspan="2">（9）患者数</th></tr><tr><th>外来患者延数 <u>（令和8年9月中）</u></th><th>在院患者数 <u>（令和8年9月30日 24時現在）</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td></tr></tbody></table>	（9）患者数		外来患者延数 <u>（令和8年9月中）</u>	在院患者数 <u>（令和8年9月30日 24時現在）</u>	人	人	人	人	人	人	（9）患者数 <table><thead><tr><th colspan="2">（9）患者数</th></tr><tr><th><u>9月中の 外来患者延数</u></th><th><u>9月30日 24時現在の 在院患者数</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>人</td><td>人</td></tr></tbody></table>	（9）患者数		<u>9月中の 外来患者延数</u>	<u>9月30日 24時現在の 在院患者数</u>	人	人	人	人	人	人	○問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																												
（9）患者数																																																																																																		
外来患者延数 <u>（令和8年9月中）</u>	在院患者数 <u>（令和8年9月30日 24時現在）</u>																																																																																																	
人	人																																																																																																	
人	人																																																																																																	
人	人																																																																																																	
（9）患者数																																																																																																		
<u>9月中の 外来患者延数</u>	<u>9月30日 24時現在の 在院患者数</u>																																																																																																	
人	人																																																																																																	
人	人																																																																																																	
人	人																																																																																																	
（10）令和8年9月中の外来患者 （11）処方の状況等 （12）退院調整支援担当者 （13）医師事務作業補助者 <table><thead><tr><th colspan="3">（10）<u>令和8年9月中</u>の外来患者</th></tr></thead><tbody><tr><td>初診の患者の数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><th colspan="3">（11）処方の状況等 <u>令和8年9月中</u>の実施状況を記入。</th></tr><tr><td rowspan="2">外来患者への処方数 <u>（令和8年9月中の延回数）</u></td><td>院内処方数</td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td>回</td></tr><tr><td>医療用麻薬の処方</td><td>1 有 2 無</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">1回量を処方の基本単位としている</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">1日量を処方の基本単位としている</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">1回量と1日量の併記としている</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">規定なし</td></tr><tr><th colspan="3">（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u>現在の人数を記入。</th></tr><tr><td>1</td><td>いる（人）</td><td rowspan="2">* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ<u>記入</u>。</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr><tr><th colspan="3">（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u>現在の人数を記入。</th></tr><tr><td>1</td><td>いる（人）</td><td rowspan="2">* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入。</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr></tbody></table>	（10） <u>令和8年9月中</u> の外来患者			初診の患者の数		人	（11）処方の状況等 <u>令和8年9月中</u> の実施状況を記入。			外来患者への処方数 <u>（令和8年9月中の延回数）</u>	院内処方数	回	院外処方箋交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有 2 無		内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○			1	1回量を処方の基本単位としている		2	1日量を処方の基本単位としている		3	1回量と1日量の併記としている		4	規定なし		（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u> 現在の人数を記入。			1	いる（人）	* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ <u>記入</u> 。	2	いない	（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u> 現在の人数を記入。			1	いる（人）	* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入。	2	いない	（10）9月中の外来患者 （11）処方の状況等 （12）退院調整支援担当者 （13）医師事務作業補助者 <table><thead><tr><th colspan="3">（10）9月中の外来患者</th></tr></thead><tbody><tr><td>初診の患者の数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><th colspan="3">（11）処方の状況等 <u>9月中の実施状況を記入してください。</u></th></tr><tr><td rowspan="2">外来患者への処方数 （9月中の延回数）</td><td>院内処方数</td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td>回</td></tr><tr><td>医療用麻薬の処方</td><td>1 有 2 無</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">1回量を処方の基本単位としている</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">1日量を処方の基本単位としている</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">1回量と1日量の併記としている</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">規定なし</td></tr><tr><th colspan="3">（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合は10月1日</u>現在の人数を記入<u>してください</u>。</th></tr><tr><td>1</td><td>いる（人）</td><td rowspan="2">* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr><tr><th colspan="3">（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合は10月1日</u>現在の人数を記入<u>してください</u>。</th></tr><tr><td>1</td><td>いる（人）</td><td rowspan="2">* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr></tbody></table>	（10）9月中の外来患者			初診の患者の数		人	（11）処方の状況等 <u>9月中の実施状況を記入してください。</u>			外来患者への処方数 （9月中の延回数）	院内処方数	回	院外処方箋交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有 2 無		内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○			1	1回量を処方の基本単位としている		2	1日量を処方の基本単位としている		3	1回量と1日量の併記としている		4	規定なし		（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合は10月1日</u> 現在の人数を記入 <u>してください</u> 。			1	いる（人）	* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ	2	いない	（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合は10月1日</u> 現在の人数を記入 <u>してください</u> 。			1	いる（人）	* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入	2	いない	○問・注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの
（10） <u>令和8年9月中</u> の外来患者																																																																																																		
初診の患者の数		人																																																																																																
（11）処方の状況等 <u>令和8年9月中</u> の実施状況を記入。																																																																																																		
外来患者への処方数 <u>（令和8年9月中の延回数）</u>	院内処方数	回																																																																																																
	院外処方箋交付数	回																																																																																																
医療用麻薬の処方	1 有 2 無																																																																																																	
内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○																																																																																																		
1	1回量を処方の基本単位としている																																																																																																	
2	1日量を処方の基本単位としている																																																																																																	
3	1回量と1日量の併記としている																																																																																																	
4	規定なし																																																																																																	
（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u> 現在の人数を記入。																																																																																																		
1	いる（人）	* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ <u>記入</u> 。																																																																																																
2	いない																																																																																																	
（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合、令和8年10月1日</u> 現在の人数を記入。																																																																																																		
1	いる（人）	* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入。																																																																																																
2	いない																																																																																																	
（10）9月中の外来患者																																																																																																		
初診の患者の数		人																																																																																																
（11）処方の状況等 <u>9月中の実施状況を記入してください。</u>																																																																																																		
外来患者への処方数 （9月中の延回数）	院内処方数	回																																																																																																
	院外処方箋交付数	回																																																																																																
医療用麻薬の処方	1 有 2 無																																																																																																	
内服薬処方箋における分量の記載方法の規定 いずれかひとつに○																																																																																																		
1	1回量を処方の基本単位としている																																																																																																	
2	1日量を処方の基本単位としている																																																																																																	
3	1回量と1日量の併記としている																																																																																																	
4	規定なし																																																																																																	
（12）退院調整支援担当者 <u>いる場合は10月1日</u> 現在の人数を記入 <u>してください</u> 。																																																																																																		
1	いる（人）	* 入退院支援加算の施設基準を 満たす場合のみ																																																																																																
2	いない																																																																																																	
（13）医師事務作業補助者 <u>いる場合は10月1日</u> 現在の人数を記入 <u>してください</u> 。																																																																																																		
1	いる（人）	* 医師事務作業補助体制加算の施設基準を 満たす満たさないに関わらず記入																																																																																																
2	いない																																																																																																	

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																												
（14）救急医療体制 <table><tr><th colspan="4">（14） 救急医療体制</th></tr><tr><td colspan="4">初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○</td></tr><tr><td colspan="4">1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）</td></tr><tr><td colspan="4">2 二次（入院を要する救急医療施設）</td></tr><tr><td colspan="4">3 初期・二次両方ともなし</td></tr><tr><td rowspan="8">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">対応して いない</td></tr><tr><td>ほぼ毎日</td><td>ほぼ毎日以外</td></tr><tr><td>内科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>小児科（小児外科を含む）疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>外科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>脳神経外科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>産科疾患（分娩を含む）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>多発外傷</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="2">精神科救急医療体制</td><td colspan="2">1 体制あり 2 体制なし</td></tr><tr><td rowspan="2">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">3 対応して いない</td></tr><tr><td>1 ほぼ毎日</td><td>2 ほぼ毎日以外</td></tr><tr><td colspan="4">いづれかひとつに○</td></tr></table>	（14） 救急医療体制				初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○				1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）				2 二次（入院を要する救急医療施設）				3 初期・二次両方ともなし				夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		対応して いない	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外	内科系疾患	1	2	3	小児科（小児外科を含む）疾患	1	2	3	外科系疾患	1	2	3	脳神経外科系疾患	1	2	3	産科疾患（分娩を含む）	1	2	3	多発外傷	1	2	3	精神科救急医療体制		1 体制あり 2 体制なし		夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応して いない	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	いづれかひとつに○				（14）救急医療体制 <table><tr><th colspan="4">（14）救急医療体制</th></tr><tr><td colspan="4">初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○</td></tr><tr><td colspan="4">1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）</td></tr><tr><td colspan="4">2 二次（入院を要する救急医療施設）</td></tr><tr><td colspan="4">3 初期・二次両方ともなし</td></tr><tr><td rowspan="8">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">対応して いない</td></tr><tr><td>ほぼ毎日</td><td>ほぼ毎日以外</td></tr><tr><td>内科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>小児科（小児外科を含む）疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>外科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>脳神経外科系疾患</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>産科疾患（分娩を含む）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>多発外傷</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="2">精神科救急医療体制</td><td colspan="2">1 体制あり 2 体制なし</td></tr><tr><td rowspan="2">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">3 対応して いない</td></tr><tr><td>1 ほぼ毎日</td><td>2 ほぼ毎日以外</td></tr></table>	（14）救急医療体制				初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○				1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）				2 二次（入院を要する救急医療施設）				3 初期・二次両方ともなし				夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		対応して いない	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外	内科系疾患	1	2	3	小児科（小児外科を含む）疾患	1	2	3	外科系疾患	1	2	3	脳神経外科系疾患	1	2	3	産科疾患（分娩を含む）	1	2	3	多発外傷	1	2	3	精神科救急医療体制		1 体制あり 2 体制なし		夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応して いない	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外	○注書きの位置・文言の変更 二択問への注書きの必要性が乏しいかつ分かりやすさの観点によるもの。
（14） 救急医療体制																																																																																																																														
初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○																																																																																																																														
1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）																																																																																																																														
2 二次（入院を要する救急医療施設）																																																																																																																														
3 初期・二次両方ともなし																																																																																																																														
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		対応して いない																																																																																																																											
	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外																																																																																																																												
	内科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	小児科（小児外科を含む）疾患	1	2	3																																																																																																																										
	外科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	脳神経外科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	産科疾患（分娩を含む）	1	2	3																																																																																																																										
	多発外傷	1	2	3																																																																																																																										
精神科救急医療体制		1 体制あり 2 体制なし																																																																																																																												
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応して いない																																																																																																																											
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外																																																																																																																												
いづれかひとつに○																																																																																																																														
（14）救急医療体制																																																																																																																														
初期・二次救急医療体制 複数の体制がある場合はあてはまるものすべてに○																																																																																																																														
1 初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）																																																																																																																														
2 二次（入院を要する救急医療施設）																																																																																																																														
3 初期・二次両方ともなし																																																																																																																														
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		対応して いない																																																																																																																											
	ほぼ毎日	ほぼ毎日以外																																																																																																																												
	内科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	小児科（小児外科を含む）疾患	1	2	3																																																																																																																										
	外科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	脳神経外科系疾患	1	2	3																																																																																																																										
	産科疾患（分娩を含む）	1	2	3																																																																																																																										
	多発外傷	1	2	3																																																																																																																										
精神科救急医療体制		1 体制あり 2 体制なし																																																																																																																												
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応して いない																																																																																																																											
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外																																																																																																																												
（16）委託の状況 <table><tr><th>（16）委託の状況</th><th>全部委託</th><th>一部委託</th><th>委託して いない</th></tr><tr><td>各項目について、あてはまるものひとつに○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給食（患者用）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>滅菌（治療用具）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務（医療機器）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>検体検査</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務（医療ガス供給設備）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>清掃</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>患者の搬送</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託して いない	各項目について、あてはまるものひとつに○				給食（患者用）	1	2	3	滅菌（治療用具）	1	2	3	保守点検業務（医療機器）	1	2	3	検体検査	1	2	3	保守点検業務（医療ガス供給設備）	1	2	3	清掃	1	2	3	患者の搬送	1	2	3	（16）委託の状況 <table><tr><th>（16）委託の状況</th><th>全部委託</th><th>一部委託</th><th>委託して いない</th></tr><tr><td>あてはまるものひとつに○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給食(患者用)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>滅菌(治療用具)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務(医療機器)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>検体検査</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務(医療ガス供給設備)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>清掃</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>患者の搬送</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託して いない	あてはまるものひとつに○				給食(患者用)	1	2	3	滅菌(治療用具)	1	2	3	保守点検業務(医療機器)	1	2	3	検体検査	1	2	3	保守点検業務(医療ガス供給設備)	1	2	3	清掃	1	2	3	患者の搬送	1	2	3	○注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																				
（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託して いない																																																																																																																											
各項目について、あてはまるものひとつに○																																																																																																																														
給食（患者用）	1	2	3																																																																																																																											
滅菌（治療用具）	1	2	3																																																																																																																											
保守点検業務（医療機器）	1	2	3																																																																																																																											
検体検査	1	2	3																																																																																																																											
保守点検業務（医療ガス供給設備）	1	2	3																																																																																																																											
清掃	1	2	3																																																																																																																											
患者の搬送	1	2	3																																																																																																																											
（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託して いない																																																																																																																											
あてはまるものひとつに○																																																																																																																														
給食(患者用)	1	2	3																																																																																																																											
滅菌(治療用具)	1	2	3																																																																																																																											
保守点検業務(医療機器)	1	2	3																																																																																																																											
検体検査	1	2	3																																																																																																																											
保守点検業務(医療ガス供給設備)	1	2	3																																																																																																																											
清掃	1	2	3																																																																																																																											
患者の搬送	1	2	3																																																																																																																											

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																																																
（17）表示診療時間の状況 （17）表示診療時間の状況 通常^①の1週間の診療時間 合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入。 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○ <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>^②祝日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	^② 祝日	1	2	3	4	5	6	7	（17）表示診療時間の状況 （17）表示診療時間の状況 ① 合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。 通常^①の1週間の診療時間 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。^① <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>^②休日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	^② 休日	1	2	3	4	5	6	7	①注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ②問の字句変更 医療機関の休業日と誤認しないようにするため。
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																											
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
^② 祝日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																											
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
^② 休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
（18）受動喫煙対策の状況 （18）受動喫煙対策の状況 各項目について、いずれかに○ <table><tr><td>敷地内を全面禁煙</td><td> 1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない </td></tr><tr><td>特定屋外喫煙場所を設置</td><td> 1 設置している 2 設置していない </td></tr></table>	敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない	（18）受動喫煙対策の状況 （18）受動喫煙対策の状況 各項目について、いずれかひとつに○ <table><tr><td>敷地内を全面禁煙</td><td> 1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない </td></tr><tr><td>特定屋外喫煙場所を設置</td><td> 1 設置している 2 設置していない </td></tr></table>	敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない	○注書きの文言変更 全て二択問により、「ひとつ」と記載 する必要が乏しいため。																																																																																																																																								
敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない																																																																																																																																																	
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない																																																																																																																																																	
敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない																																																																																																																																																	
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない																																																																																																																																																	

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																								
（19）職員のための院内保育サービスの状況 ① あてはまるものすべてに○ ② 1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用 3 していない 夜間保育 病児保育 施設の利用者 ① 1 有 2 無 1 有 2 無 あてはまるものすべてに○ 1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他	（19）職員のための院内保育サービスの状況 ① 各項目についてあてはまるものすべてに○ 1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用 3 していない 夜間保育 病児保育 施設の利用者 1 有 2 無 1 有 2 無 1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他	①注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ②誘導矢印の追加 本選択肢を記入した場合に記入が必要な問への誘導を促すため																																																																																																																								
（20）医療安全体制 ① （20）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><tr><td></td><td>医師</td><td>歯科医師</td><td>薬剤師</td><td>看護師</td><td>診療放射線技師</td><td>臨床検査技師</td><td>臨床工学技士</td><td>その他</td><td>配置していない</td></tr><tr><td>医療安全管理委員会の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr></table> 院内感染防止対策の専任担当者の状況 1 いる（人）2 いない 院内感染防止対策のための施設内回診の頻度 ② いづれかひとつに○ 1 ほぼ毎日2 週1回以上3 月2～3回程度 4 月1回程度5 月1回未満 患者相談担当者の配置の有無 1 有2 無		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9	医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9	（25）医療安全体制 ① （25）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><tr><td></td><td>医師</td><td>歯科医師</td><td>薬剤師</td><td>看護師</td><td>診療放射線技師</td><td>臨床検査技師</td><td>臨床工学技士</td><td>その他</td><td>配置していない</td></tr><tr><td>医療安全管理委員会の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr></table> 院内感染防止対策の専任担当者の状況 1 いる（人）2 いない 院内感染防止対策のための施設内回診の頻度 1 ほぼ毎日2 週1回以上3 月2～3回程度 4 月1回程度5 月1回未満 患者相談担当者の配置の有無 1 有2 無		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9	医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9	①問番号の変更 新・問24の新設に伴う位置変更によるもの ②注書きの追加 分かりやすさの観点によるもの
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																	
医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9																																																																																																																	
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9																																																																																																																	
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																	
医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9																																																																																																																	
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9																																																																																																																	

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（21）オーダリングシステムの導入状況 ①（21）オーダリングシステムの導入状況 ②あてはまるものすべてに○ 1導入している 2導入していない 1検査 2放射線 3薬剤 4栄養 5その他	（20）オーダリングシステムの導入状況 ①（20）オーダリングシステムの導入状況 ②あてはまるものすべてに○ 1導入している 2導入していない 1検査 2放射線 3薬剤 4栄養 5その他	①問番号の変更 新・問20の位置変更に伴う番号繰り下げ ②注書きの位置変更 分かりやすさの観点によるもの
（22）医用画像管理システム(PACS)の導入状況 ①（22）医用画像管理システム（PACS）の導入状況 ②いずれかひとつに○ 1導入している 2今後導入する予定がある 3導入する予定なし フィルムレス運用 導入予定時期 ③1令和8年度 2令和9年度 3令和10年度 4令和11年度以降	（21）医用画像管理システム(PACS)の導入状況 ①（21）医用画像管理システム(PACS)の導入状況 1導入している 2今後導入する予定がある 3導入する予定なし フィルムレス運用 導入予定時期 ③1令和5年度 2令和6年度 3令和7年度 4令和8年度以降	①問番号の変更 新・問20の位置変更に伴う番号繰り下げ ②注書きの追記 分かりやすさの観点によるもの ③選択肢の年次更新 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新する。
（23）診療録電子化（電子カルテ）の状況 ①（23）診療録電子化（電子カルテ）の状況 ②いずれかひとつに○ 注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。 1医療機関全体で電子化している 2医療機関内の一部で電子化している 3今後電子化する予定がある 4電子化する予定なし ③電子化予定時期 1令和8年度 2令和9年度 3令和10年度 4令和11年度以降	（22）診療録電子化（電子カルテ）の状況 ①（22）診療録電子化（電子カルテ）の状況 1医療機関全体で電子化している 2医療機関内の一部で電子化している 3今後電子化する予定がある 4電子化する予定なし 電子化予定時期 ③1令和5年度 2令和6年度 3令和7年度 4令和8年度以降	①問番号の変更 新・問20の位置変更に伴う番号繰り下げ ②注書きの追記 誤回答防止・分かりやすさの観点によるもの ③選択肢の年次更新 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新する。

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（24）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 （24）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 いずれかひとつに○ 1 導入している 2 今後導入する予定がある 3 導入する予定なし 導入予定時期 1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降	（新設）	○問の新設 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、現在、電子カルテ情報共有サービス（※）の導入の取組が進められており、その導入状況について実態を把握する必要があるため。 ※全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組み
（25）医療情報の電子化の状況 ①（25）医療情報の電子化の状況 ①（21）オーダーリングシステムを「1 導入している」、 （22）医用画像管理システム（PACS）を「1 導入している」、 （23）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」、 または「2 一部で電子化している」 いずれかを選択している場合は記入。 データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○ 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管 2 外部の事業者へ委託して保管 ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無 1 有 2 無 データの利用範囲 いずれかに○ 1 医療機関内のみで利用 2 他の医療機関等と連携して利用 他の医療機関等とのネットワークの有無 1 有 2 無 患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○ 1 紙面・フィルム等により情報提供している 2 電子的な方法でデータ自体を提供している 3 情報提供していない	（23）医療情報の電子化の状況 ①（23）医療情報の電子化の状況 ①（20）オーダーリングシステムを「1 導入している」、 （21）医用画像管理システム(PACS)を「1 導入している」、 （22）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」、 または「2 一部で電子化している」 ②いずれかを選択している場合は記入してください。 データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○ 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管 2 外部の事業者へ委託して保管 ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無 1 有 2 無 データの利用範囲 ②いずれかひとつに○ 1 医療機関内のみで利用 2 他の医療機関等と連携して利用 他の医療機関等とのネットワークの有無 1 有 2 無 患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○ 1 紙面・フィルム等により情報提供している 2 電子的な方法でデータ自体を提供している 3 情報提供していない ③SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○ 1 実装している 2 実装していない	①問番号の変更 新・問20の位置変更及び新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 表記統一の観点によるもの ③問の削除 電子カルテの情報共有を目的とする標準規格については、国際的な標準規格である「HL7-FHIR」が採用されており、「電子カルテ情報共有サービスの導入状況」の把握によって「HL7-FHIR」の普及状況の把握が可能になることから、国内標準規格である「SS-MIX標準化ストレージ」の把握については削除する。

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（26）遠隔医療システムの導入状況 ①（26）遠隔医療システムの導入状況 ②施設数には令和8年9月中の実施設数を、件数には令和8年9月中の延件数を記入。 遠隔画像診断 1有 → 診断依頼を受けた数 （ 施設から 計 件） 2無 → 診断依頼に出した数 （ 施設に 計 件） 遠隔病理診断 1有 → 診断依頼を受けた数 （ 施設から 計 件） 2無 → 診断依頼に出した数 （ 施設に 計 件） 遠隔在宅診療・療養支援 1有 → 令和8年9月中の患者延数 （ 人） 2無 → （ 人）		

①（24）遠隔医療システムの導入状況

②施設数には9月中の実施設数を、件数には9月中の延件数を記入してください。

遠隔画像診断

1有

→

診断依頼を受けた数

（

施設から

計

件）

2無

→

診断依頼に出した数

（

施設に

計

件）

遠隔病理診断

1有

→

診断依頼を受けた数

（

施設から

計

件）

2無

→

診断依頼に出した数

（

施設に

計

件）

遠隔在宅診療・療養支援

1有

→

患者延数

（

人）

2無

→

（

人）

①問番号の変更
新・問20の位置変更及び新・問24の新設に伴う番号繰り下げ②注書き、問の文言変更
分かりやすさの観点によるもの

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）		旧（令和5年調査）		変更理由																																																																																														
（28）特殊診療設備 ①（28）特殊診療設備 病床数 令和8年9月中の取扱患者延数 01～06は、それぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入。 ② <table><tbody><tr><td>ICU（特定集中治療室）</td><td>01</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>SCU（脳卒中集中治療室）</td><td>02</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>MFICU（母体・胎児集中治療室）</td><td>03</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>無菌治療室（手術室は除く）</td><td>04</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>放射線治療病室</td><td>05</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>外来化学療法室</td><td>06</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> 07は、<u>新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものを記入。</u> ② （「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。） <table><tbody><tr><td>NICU（新生児特定集中治療室）</td><td>07</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> 08～11は、診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入。 ② <table><tbody><tr><td>CCU（心臓内科系集中治療室）</td><td>08</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>GCU（新生児治療回復室）</td><td>09</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>PICU（小児集中治療室）</td><td>10</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>陰圧室</td><td>11</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> ICU(特定集中治療室)に専任している医師数 専任している医師数を実人員で記入。 <table><tbody><tr><td>医師数（実人員）</td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> ①（27）特殊診療設備 病床数 9月中の取扱患者延数 01～06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入 <table><tbody><tr><td>ICU(特定集中治療室)</td><td>01</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>SCU(脳卒中集中治療室)</td><td>02</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>MFICU(母体・胎児集中治療室)</td><td>03</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>無菌治療室(手術室は除く)</td><td>04</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>放射線治療病室</td><td>05</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>外来化学療法室</td><td>06</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> 07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものをいう。 ② （「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。） <table><tbody><tr><td>NICU(新生児特定集中治療室)</td><td>07</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> 08～11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入 <table><tbody><tr><td>CCU(心臓内科系集中治療室)</td><td>08</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>GCU(新生児治療回復室)</td><td>09</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>PICU(小児集中治療室)</td><td>10</td><td>床</td><td>人</td></tr><tr><td>陰圧室</td><td>11</td><td>床</td><td>人</td></tr></tbody></table> ICU(特定集中治療室)に専任している医師数 専任している医師数を実人員で記入してください。 ② <table><tbody><tr><td>医師数(実人員)</td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> <td> ①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②問・注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの </td>		ICU（特定集中治療室）	01	床	人	SCU（脳卒中集中治療室）	02	床	人	MFICU（母体・胎児集中治療室）	03	床	人	無菌治療室（手術室は除く）	04	床	人	放射線治療病室	05	床	人	外来化学療法室	06	床	人	NICU（新生児特定集中治療室）	07	床	人	CCU（心臓内科系集中治療室）	08	床	人	GCU（新生児治療回復室）	09	床	人	PICU（小児集中治療室）	10	床	人	陰圧室	11	床	人	医師数（実人員）			人	ICU(特定集中治療室)	01	床	人	SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人	MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人	無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人	放射線治療病室	05	床	人	外来化学療法室	06	床	人	NICU(新生児特定集中治療室)	07	床	人	CCU(心臓内科系集中治療室)	08	床	人	GCU(新生児治療回復室)	09	床	人	PICU(小児集中治療室)	10	床	人	陰圧室	11	床	人	医師数(実人員)			人	①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②問・注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの
ICU（特定集中治療室）	01	床	人																																																																																															
SCU（脳卒中集中治療室）	02	床	人																																																																																															
MFICU（母体・胎児集中治療室）	03	床	人																																																																																															
無菌治療室（手術室は除く）	04	床	人																																																																																															
放射線治療病室	05	床	人																																																																																															
外来化学療法室	06	床	人																																																																																															
NICU（新生児特定集中治療室）	07	床	人																																																																																															
CCU（心臓内科系集中治療室）	08	床	人																																																																																															
GCU（新生児治療回復室）	09	床	人																																																																																															
PICU（小児集中治療室）	10	床	人																																																																																															
陰圧室	11	床	人																																																																																															
医師数（実人員）			人																																																																																															
ICU(特定集中治療室)	01	床	人																																																																																															
SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人																																																																																															
MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人																																																																																															
無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人																																																																																															
放射線治療病室	05	床	人																																																																																															
外来化学療法室	06	床	人																																																																																															
NICU(新生児特定集中治療室)	07	床	人																																																																																															
CCU(心臓内科系集中治療室)	08	床	人																																																																																															
GCU(新生児治療回復室)	09	床	人																																																																																															
PICU(小児集中治療室)	10	床	人																																																																																															
陰圧室	11	床	人																																																																																															
医師数(実人員)			人																																																																																															
（29）緩和ケアの状況 ①（29）緩和ケアの状況 施設基準を満たしていないものを含む。 緩和ケア病棟 1有→ 病床数（床） 2無 令和8年9月中の取扱患者延数（人） ② 緩和ケアチーム 1有→ 令和8年9月中の患者数（人） 2無 うち、新規介入患者数（人） ②																																																																																																		

①（28）緩和ケアの状況

施設基準を満たしていないものを含む。

緩和ケア病棟

1有→

病床数（床）

2無

9月中の取扱患者延数（人）

緩和ケアチーム

1有→

9月中の患者数（人）

2無

(再掲)新規介入患者数（人）

②

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（30）分娩の状況 （31）手術・検査等の実施状況	（29）手術等の実施状況 （30）検査等の実施状況	①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②問の独立・集約化 手術等の実施状況については、分娩関係の間が大半を占めていることから、分娩関係の間を独立させ、かつ手術と検査関係の間を集約させることにより、問の内容をより分かりやすくするため変更する。 ③問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの ④問の独立・集約化による番号の削除・変更
（30）分娩の状況 ② ③*印の常勤換算は小数点以下第2位四捨五入。 ① 1 分娩を取り扱っている ③ 令和8年9月中の実施件数 ③ 分娩（正常分娩を含む） 件 ③ うち、帝王切開娩出術 件 ③ うち、帝王切開を除く無痛分娩 件 担当医師数（常勤換算） * ③ 人 担当助産師数（常勤換算） * ③ 人 院内助産所の有無 1 有 2 無 2 分娩を取り扱っていない （31）手術・検査等の実施状況 ① ② 令和8年9月中 ③の実施件数 装置の台数 悪性腫瘍手術 ④ 01 件 人工透析 02 件 台 ③ * 印の患者数には、手術に伴うものを含む。 令和8年9月中 ③の患者数 装置の台数 骨塩定量測定 03 人 気管支内視鏡検査 * 04 人 上部消化管内視鏡検査 * 05 人 大腸内視鏡検査 * 06 人 血管連続撮影 07 人 ③ うち、DSA 08 人 ③ うち、循環器DR 09 人 マンモグラフィー 10 人 台 RI検査（シンチグラム） 11 人 台 ③ うち、SPECT 12 人 台 PET PET 13 人 台 PET PETCT 14 人 台 CT マルチスライス 64列以上 15 人 台 16列以上64列未満 16 人 台 4列以上16列未満 17 人 台 4列未満 18 人 台 その他 19 人 台 MRI 3.0テスラ以上 20 人 台 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 21 人 台 1.5テスラ未満 22 人 台 3D画像処理 23 人 ③ うち、冠動脈CT・心臓MRI 24 人 （29）手術等の実施状況 9月中の実施件数 装置の台数 ① ② ④ 悪性腫瘍手術 1 件 人工透析 2 件 台 分娩(正常分娩を含む) 3 件 帝王切開娩出術(再掲) ③ 4 件 帝王切開を除く無痛分娩(再掲) ③ 5 件 分娩の取扱 ② 小数点以下第2位四捨五入 1 取り扱っている 担当医師数(常勤換算) 人 担当助産師数(常勤換算) 人 2 取り扱っていない 院内助産所の有無 1 有 2 無 （30）検査等の実施状況 9月中の患者数 装置の台数 ① ② * 患者数には手術に伴うものを含む。 ④ 骨塩定量測定 01 人 気管支内視鏡検査 * 02 人 上部消化管内視鏡検査 * 03 人 大腸内視鏡検査 * 04 人 血管連続撮影 05 人 DSA(再掲) ③ 06 人 循環器DR(再掲) ③ 07 人 マンモグラフィー 08 人 台 RI検査(シンチグラム) 09 人 台 SPECT(再掲) ③ 10 人 台 PET PET 11 人 台 PETCT 12 人 台 CT マルチスライス 64列以上 13 人 台 16列以上64列未満 14 人 台 4列以上16列未満 15 人 台 4列未満 16 人 台 その他 17 人 台 MRI 3.0テスラ以上 18 人 台 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 19 人 台 1.5テスラ未満 20 人 台 3D画像処理 21 人 冠動脈CT・心臓MRI(再掲) ③ 22 人		

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）		旧（令和5年調査）		変更理由																																																																			
（32）放射線治療の実施状況		（31）放射線治療の実施状況		①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②注書き、問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																			
①（32）放射線治療の実施状況 患者数は照射録の枚数又は検査伝票を元に記入。 <table><tr><td rowspan="2">位置決め装置</td><td>X線シミュレーター</td><td>1</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td>C Tシミュレーター</td><td>2</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療計画装置</td><td>3</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療（体外照射）</td><td>4</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>うち、リニアック・マイクロトロン</td><td>5</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td>②</td><td>うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ</td><td>6</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療（腔内・組織内照射）</td><td>7</td><td>人</td><td></td></tr></table>		位置決め装置	X線シミュレーター		1	人	台	C Tシミュレーター	2	人	台	放射線治療計画装置		3	人	台	放射線治療（体外照射）		4	人		②	うち、リニアック・マイクロトロン	5	人	台	②	うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ	6	人	台	放射線治療（腔内・組織内照射）		7	人		①（31）放射線治療の実施状況 患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。 ② <table><tr><td rowspan="2">位置決め装置</td><td>X線シミュレーター</td><td>1</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td>CTシミュレーター</td><td>2</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療計画装置</td><td>3</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療(体外照射)</td><td>4</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td></td><td>リニアック・マイクロトロン(再掲) ②</td><td>5</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td></td><td>ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②</td><td>6</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td colspan="2">放射線治療(腔内・組織内照射)</td><td>7</td><td>人</td><td></td></tr></table>		位置決め装置	X線シミュレーター	1	人	台	CTシミュレーター	2	人	台	放射線治療計画装置		3	人	台	放射線治療(体外照射)		4	人			リニアック・マイクロトロン(再掲) ②	5	人	台		ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②	6	人	台	放射線治療(腔内・組織内照射)		7	人
位置決め装置	X線シミュレーター		1	人	台																																																																		
	C Tシミュレーター	2	人	台																																																																			
放射線治療計画装置		3	人	台																																																																			
放射線治療（体外照射）		4	人																																																																				
②	うち、リニアック・マイクロトロン	5	人	台																																																																			
②	うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ	6	人	台																																																																			
放射線治療（腔内・組織内照射）		7	人																																																																				
位置決め装置	X線シミュレーター	1	人	台																																																																			
	CTシミュレーター	2	人	台																																																																			
放射線治療計画装置		3	人	台																																																																			
放射線治療(体外照射)		4	人																																																																				
	リニアック・マイクロトロン(再掲) ②	5	人	台																																																																			
	ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②	6	人	台																																																																			
放射線治療(腔内・組織内照射)		7	人																																																																				
（33）歯科設備 （34）歯科訪問診療の受け入れの有無		（32）歯科設備 （33）歯科訪問診療の受け入れの有無		①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 表記統一の観点によるもの																																																																			
①（33）歯科設備 保有しているものすべてに○ <table><tr><td>1</td><td>歯科診療台（台）</td></tr><tr><td colspan="2">※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入。</td></tr><tr><td>2</td><td>デンタル・パノラマX線装置</td></tr><tr><td>3</td><td>歯科用C T装置</td></tr><tr><td>4</td><td>手術用顕微鏡</td></tr><tr><td>5</td><td>滅菌機器（オートクレーブ等）</td></tr><tr><td>6</td><td>ポータブル歯科ユニット</td></tr><tr><td>7</td><td>歯科用CAD/CAM装置</td></tr><tr><td>8</td><td>デジタル印象採得装置</td></tr><tr><td>9</td><td>口腔外バキューム</td></tr></table> ①（34）歯科訪問診療の受け入れの有無 <table><tr><td>1</td><td>受け入れている</td></tr><tr><td>2</td><td>受け入っていない</td></tr></table>		1	歯科診療台（台）		※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入。		2	デンタル・パノラマX線装置	3	歯科用C T装置	4	手術用顕微鏡	5	滅菌機器（オートクレーブ等）	6	ポータブル歯科ユニット	7	歯科用CAD/CAM装置	8	デジタル印象採得装置	9	口腔外バキューム	1	受け入れている	2	受け入っていない	①（32）歯科設備 保有しているものすべてに○ <table><tr><td>1</td><td>歯科診療台（台）</td></tr><tr><td colspan="2">※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。</td></tr><tr><td>2</td><td>デンタル・パノラマX線装置</td></tr><tr><td>3</td><td>歯科用CT装置</td></tr><tr><td>4</td><td>手術用顕微鏡</td></tr><tr><td>5</td><td>滅菌機器(オートクレーブ等)</td></tr><tr><td>6</td><td>ポータブル 歯科ユニット</td></tr><tr><td>7</td><td>歯科用CAD/CAM装置</td></tr><tr><td>8</td><td>デジタル印象採得装置</td></tr><tr><td>9</td><td>口腔外バキューム</td></tr></table> ①（33）歯科訪問診療の受け入れの有無 <table><tr><td>1</td><td>受け入れている</td></tr><tr><td>2</td><td>受け入っていない</td></tr></table>		1	歯科診療台（台）	※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。		2	デンタル・パノラマX線装置	3	歯科用CT装置	4	手術用顕微鏡	5	滅菌機器(オートクレーブ等)	6	ポータブル 歯科ユニット	7	歯科用CAD/CAM装置	8	デジタル印象採得装置	9	口腔外バキューム	1	受け入れている	2	受け入っていない																			
1	歯科診療台（台）																																																																						
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入。																																																																							
2	デンタル・パノラマX線装置																																																																						
3	歯科用C T装置																																																																						
4	手術用顕微鏡																																																																						
5	滅菌機器（オートクレーブ等）																																																																						
6	ポータブル歯科ユニット																																																																						
7	歯科用CAD/CAM装置																																																																						
8	デジタル印象採得装置																																																																						
9	口腔外バキューム																																																																						
1	受け入れている																																																																						
2	受け入っていない																																																																						
1	歯科診療台（台）																																																																						
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。																																																																							
2	デンタル・パノラマX線装置																																																																						
3	歯科用CT装置																																																																						
4	手術用顕微鏡																																																																						
5	滅菌機器(オートクレーブ等)																																																																						
6	ポータブル 歯科ユニット																																																																						
7	歯科用CAD/CAM装置																																																																						
8	デジタル印象採得装置																																																																						
9	口腔外バキューム																																																																						
1	受け入れている																																																																						
2	受け入っていない																																																																						

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																																																																																																																								
（35）病棟における看護職員の勤務体制 ①（35）病棟における看護職員の勤務体制 ②・ 看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入。 ・ 複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入。 ③ （記入例） 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位（準夜勤 3人、深夜勤 2人）で看護している場合 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配置している 看護師・ 准看護師</th><th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th><th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th></tr><tr><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">三交代制</td><td rowspan="4">20人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>深夜勤</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th rowspan="2">配置している 看護師・ 准看護師</th><th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th><th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th></tr><tr><th colspan="4"></th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">一般病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">療養病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">結核病棟・ 精神病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)			1人	2人	3人以上	三交代制	20人	準夜勤			1	深夜勤		1				配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)							1人	2人	3人以上	一般病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤				療養病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤				結核病棟・ 精神病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤				（34）病棟における看護職員の勤務体制 ①（34）病棟における看護職員の勤務体制 看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入してください。 複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入してください。② <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th rowspan="2">配置している 看護師・ 准看護師</th><th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th><th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th></tr><tr><th colspan="4"></th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">一般病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">療養病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">結核病棟・ 精神病棟</td><td>三交代制</td><td rowspan="2">人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>深夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>二交代制</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当直制・他</td><td>人</td><td>夜勤</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ③ （記入例） 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位（準夜勤 3人、深夜勤 2人）で看護している場合 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配置している 看護師・ 准看護師</th><th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th><th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th></tr><tr><th>1人</th><th>2人</th><th>3人以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">三交代制</td><td rowspan="2">20人</td><td>準夜勤</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>深夜勤</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></tbody></table>			配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)							1人	2人	3人以上	一般病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤				療養病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤				結核病棟・ 精神病棟	三交代制	人	準夜勤					深夜勤				二交代制	人	夜勤					当直制・他	人	夜勤					配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)			1人	2人	3人以上	三交代制	20人	準夜勤			1	深夜勤		1		①問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの箇条書きへの変更、文言変更 分かりやすさの観点によるもの ③記入例の位置変更 分かりやすさの観点によるもの
				配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																				
	1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																							
三交代制	20人	準夜勤			1																																																																																																																																																																																																																					
		深夜勤		1																																																																																																																																																																																																																						
		配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																						
				1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																				
一般病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
療養病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
結核病棟・ 精神病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
		配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																						
				1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																				
一般病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
療養病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
結核病棟・ 精神病棟	三交代制	人	準夜勤																																																																																																																																																																																																																							
			深夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	二交代制	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	当直制・他	人	夜勤																																																																																																																																																																																																																							
	配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																							
			1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																					
三交代制	20人	準夜勤			1																																																																																																																																																																																																																					
		深夜勤		1																																																																																																																																																																																																																						
（36）新人看護職員研修の状況 （36）新人看護職員研修の状況 1 新人看護職員がいる 1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している 2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している 3 新人看護職員研修を実施していない 2 新人看護職員がいない	（35）新人看護職員研修の状況 （35）新人看護職員研修の状況 1 新人看護職員がいる 1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している 2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している 3 新人看護職員研修を実施していない 2 新人看護職員がいない	○問番号の変更 新・問24の新設に伴う番号繰り下げ																																																																																																																																																																																																																								

医療施設静態調査【病院票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）

（37）従事者数

①

（37）従事者数

②

注1）該当する職種がない欄は空欄としてください。

注2）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

注3）常勤換算については、右記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。

→

常勤換算数 =
$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

・小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入。

・得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。

・「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。

・常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

職 種		「常勤」従事者の実人員					「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)				
		↓小数点									
01	医師					人					人
02	歯科医師					人					人

②

注4）「01 医師」、「02 歯科医師」は、実人員は「常勤」のみ、常勤換算は「非常勤」のみそれぞれ記入。

職 種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員					「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)				
		↓小数点									
03	薬剤師					人					人
04	保健師					人					人
05	助産師					人					人
06	看護師					人					人
07	准看護師					人					人
08	看護業務補助者					人					人
09	理学療法士（PT）					人					人
10	作業療法士（OT）					人					人
11	視能訓練士					人					人
12	言語聴覚士					人					人
13	義肢装具士					人					人
14	歯科衛生士					人					人
15	歯科技工士					人					人
16	診療放射線技師					人					人
17	診療エックス線技師					人					人
18	臨床検査技師					人					人
19	衛生検査技師					人					人
20	臨床工学技士					人					人
21	あん摩マッサージ指圧師					人					人
22	柔道整復師					人					人
23	管理栄養士					人					人
24	栄養士					人					人
25	精神保健福祉士					人					人
26	社会福祉士					人					人
27	介護福祉士					人					人
28	保育士					人					人
29	公認心理師					人					人
30	救急救命士					人					人
31	その他の技術員					人					人
32	医療社会事業従事者					人					人
33	事務職員					人					人
34	その他の職員					人					人

注5）「03 薬剤師」、「04 保健師」、「05 助産師」、「06 看護師」、「07 准看護師」は、実人員、常勤換算ともに「常勤」と「非常勤」の合計をそれぞれ記入。

・実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄はありえません。

・実人員≧常勤換算となるように記入。

注6）「28 保育士」はこどもの患者に対するケアを行う保育士を記入。

なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

旧（令和5年調査）

（36）従事者数

①

（36）従事者数

10月1日現在の数を記入してください。

職 種		「常勤」従事者の実人員					「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)				
		↓小数点									
01	医師					人					人
02	歯科医師					人					人

職 種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員					「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)				
		↓小数点									
03	薬剤師					人					人
04	保健師					人					人
05	助産師					人					人
06	看護師					人					人
07	准看護師					人					人
08	看護業務補助者					人					人
09	理学療法士（PT）					人					人
10	作業療法士（OT）					人					人
11	視能訓練士					人					人
12	言語聴覚士										

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
票名など 秘 統計法に基づく基幹統計調査 政府統計 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 医療施設静態調査 一般診療所票 （令和8年10月1日現在） ※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号 医療機関コード ※診療報酬明細書などに記載する医療機関コード7桁を記載 医療機関 コード	票名など 秘 統計法に基づく 基幹統計調査 医療施設静態調査 一般診療所票 （令和5年10月1日現在） ※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号 （新設）	①注書きの文言変更 ②調査年次の更新及び調査時点の視認しやすい場所への移動 ○問の新設 他の医療関連データとの紐付けにより、より詳細な分析が可能となるよう、二次利用における利活用拡充の観点から追加する。 ※集計には使用しない
（４）開設者 （４）開設者 あてはまるものひとつに○ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 010 地方独立行政法人 011 日赤 012 済生会 013 北海道社会事業協会 014 厚生連 015 国民健康保険団体連合会 016 健康保険組合及びその連合会 017 共済組合及びその連合会 018 国民健康保険組合 019 公益法人 020 医療法人 021 私立学校法人 022 社会福祉法人 023 医療生協 024 会社 025 一般社団法人・一般財団法人 026 その他の法人 027 個人 国	（４）開設者 （４）開設者 あてはまるものひとつに○ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 010 地方独立行政法人 011 日赤 012 済生会 013 北海道社会事業協会 014 厚生連 015 国民健康保険団体連合会 016 健康保険組合及びその連合会 017 共済組合及びその連合会 018 国民健康保険組合 019 公益法人 020 医療法人 021 私立学校法人 022 社会福祉法人 023 医療生協 024 会社 025 その他の法人 026 個人 国	○選択肢の細分化 昨今、一般社団法人や一般財団法人による医療機関の開設事例が増加しており、その非営利性の観点からも疑義（※1）が生じている状況にあることから、今後、対策を進めるにあたり、当該法人が設立する医療機関の実態を把握する必要があるため選択肢に「一般社団法人・一般財団法人」を追加（※2）する。 また、追加に伴い、以降の選択肢の番号を繰り下げる。 ※1 医療法では医療機関の開設者は原則として営利を目的としてはならないこととされている。 ※2 「その他の法人」に含まれていたものから細分化させるもの。

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（ 6 ） 診療状況 ①（ 6 ） 診療状況 許可病床数が1床以上の施設が記入。① ②令和8年9月30日24時現在の在院患者数 人 ②令和8年9月中の退院患者数 人 全ての施設が記入。① 令和8年9月中の外来患者延数 人 うち、初診の患者の数 人 ② （ 7 ） 社会保険診療等の状況 （ 7 ） 社会保険診療等の状況 いずれかに○ 1保険医療機関又は保険医 2自由診療のみ	（ 9 ） 診療状況 ①（ 9 ） 診療状況 9月30日24時現在の在院患者数 人 9月中の退院患者数 人 9月中の外来患者延数 人 初診の患者の数(再掲) 人 ②	①問の位置変更、見出しの追記 誤記入の防止及び調査項目の内容の分かりやすさの観点から見出しを追記し、「(5)許可病床数」の問の下に位置を変更する。 ②問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの
	（ 6 ） 社会保険診療等の状況 （ 6 ） 社会保険診療等の状況 いずれかに○ 1保険医療機関又は保険医 2自由診療のみ	○問番号の変更 新・問6の位置変更に伴う番号繰り下げ

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和 8 年調査）		旧（令和 5 年調査）		変更理由																																																																																																																																																																																	
（ 8 ）診療科目 （ 9 ）主たる診療科目		（ 7 ）診療科目 （ 8 ）主たる診療科目		①問番号の変更 新・問 6 の位置変更に伴う番号 繰り下げ ②問の文言変更 表記統一の観点によるもの																																																																																																																																																																																	
①（ 8 ）診療科目 あてはまるものすべてに○ <table><tr><td rowspan="15">I</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td>03</td><td>循環器内科</td></tr><tr><td>04</td><td>消化器内科（胃腸内科）</td></tr><tr><td>05</td><td>腎臓内科</td></tr><tr><td>06</td><td>脳神経内科</td></tr><tr><td>07</td><td>糖尿病内科（代謝内科）</td></tr><tr><td>08</td><td>血液内科</td></tr><tr><td>09</td><td>皮膚科</td></tr><tr><td>10</td><td>アレルギー科</td></tr><tr><td>11</td><td>リウマチ科</td></tr><tr><td>12</td><td>感染症内科</td></tr><tr><td>13</td><td>小児科</td></tr><tr><td>14</td><td>精神科</td></tr><tr><td>15</td><td>心療内科</td></tr><tr><td rowspan="18">II</td><td>16</td><td>外科</td></tr><tr><td>17</td><td>呼吸器外科</td></tr><tr><td>18</td><td>心臓血管外科</td></tr><tr><td>19</td><td>乳腺外科</td></tr><tr><td>20</td><td>気管食道外科</td></tr><tr><td>21</td><td>消化器外科（胃腸外科）</td></tr><tr><td>22</td><td>泌尿器科</td></tr><tr><td>23</td><td>肛門外科</td></tr><tr><td>24</td><td>脳神経外科</td></tr><tr><td>25</td><td>整形外科</td></tr><tr><td>26</td><td>形成外科</td></tr><tr><td>27</td><td>美容外科</td></tr><tr><td>28</td><td>眼科</td></tr><tr><td>29</td><td>耳鼻いんこう科</td></tr><tr><td>30</td><td>小児外科</td></tr><tr><td>31</td><td>産婦人科</td></tr><tr><td>32</td><td>産科</td></tr><tr><td>33</td><td>婦人科</td></tr><tr><td rowspan="10">III</td><td>34</td><td>リハビリテーション科</td></tr><tr><td>35</td><td>放射線科</td></tr><tr><td>36</td><td>麻酔科</td></tr><tr><td>37</td><td>病理診断科</td></tr><tr><td>38</td><td>臨床検査科</td></tr><tr><td>39</td><td>救急科</td></tr><tr><td>40</td><td>歯科</td></tr><tr><td>41</td><td>矯正歯科</td></tr><tr><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table> ①（ 9 ）主たる診療科目 二つ以上の科目を標ぼうしている場合、 主たる診療科目の番号を「(8) 診療科目」 からひとつ選んで記入。 ① 記入例 01		I	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科	04	消化器内科（胃腸内科）	05	腎臓内科	06	脳神経内科	07	糖尿病内科（代謝内科）	08	血液内科	09	皮膚科	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科	13	小児科	14	精神科	15	心療内科	II	16	外科	17	呼吸器外科	18	心臓血管外科	19	乳腺外科	20	気管食道外科	21	消化器外科（胃腸外科）	22	泌尿器科	23	肛門外科	24	脳神経外科	25	整形外科	26	形成外科	27	美容外科	28	眼科	29	耳鼻いんこう科	30	小児外科	31	産婦人科	32	産科	33	婦人科	III	34	リハビリテーション科	35	放射線科	36	麻酔科	37	病理診断科	38	臨床検査科	39	救急科	40	歯科	41	矯正歯科	42	小児歯科	43	歯科口腔外科	①（ 7 ）診療科目 あてはまるものすべてに○ <table><tr><td rowspan="15">I</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td>03</td><td>循環器内科</td></tr><tr><td>04</td><td>消化器内科（胃腸内科）</td></tr><tr><td>05</td><td>腎臓内科</td></tr><tr><td>06</td><td>脳神経内科</td></tr><tr><td>07</td><td>糖尿病内科（代謝内科）</td></tr><tr><td>08</td><td>血液内科</td></tr><tr><td>09</td><td>皮膚科</td></tr><tr><td>10</td><td>アレルギー科</td></tr><tr><td>11</td><td>リウマチ科</td></tr><tr><td>12</td><td>感染症内科</td></tr><tr><td>13</td><td>小児科</td></tr><tr><td>14</td><td>精神科</td></tr><tr><td>15</td><td>心療内科</td></tr><tr><td rowspan="18">II</td><td>16</td><td>外科</td></tr><tr><td>17</td><td>呼吸器外科</td></tr><tr><td>18</td><td>心臓血管外科</td></tr><tr><td>19</td><td>乳腺外科</td></tr><tr><td>20</td><td>気管食道外科</td></tr><tr><td>21</td><td>消化器外科（胃腸外科）</td></tr><tr><td>22</td><td>泌尿器科</td></tr><tr><td>23</td><td>肛門外科</td></tr><tr><td>24</td><td>脳神経外科</td></tr><tr><td>25</td><td>整形外科</td></tr><tr><td>26</td><td>形成外科</td></tr><tr><td>27</td><td>美容外科</td></tr><tr><td>28</td><td>眼科</td></tr><tr><td>29</td><td>耳鼻いんこう科</td></tr><tr><td>30</td><td>小児外科</td></tr><tr><td>31</td><td>産婦人科</td></tr><tr><td>32</td><td>産科</td></tr><tr><td>33</td><td>婦人科</td></tr><tr><td rowspan="10">III</td><td>34</td><td>リハビリテーション科</td></tr><tr><td>35</td><td>放射線科</td></tr><tr><td>36</td><td>麻酔科</td></tr><tr><td>37</td><td>病理診断科</td></tr><tr><td>38</td><td>臨床検査科</td></tr><tr><td>39</td><td>救急科</td></tr><tr><td>40</td><td>歯科</td></tr><tr><td>41</td><td>矯正歯科</td></tr><tr><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table> ①（ 8 ）主たる診療科目 二つ以上の科目を標ぼうしている場合、 主たる診療科目の番号を「(7) 診療科目」 からひとつ選んで記入してください。 ② 記入例 01		I	01	内科	02	呼吸器内科	03	循環器内科	04	消化器内科（胃腸内科）	05	腎臓内科	06	脳神経内科	07	糖尿病内科（代謝内科）	08	血液内科	09	皮膚科	10	アレルギー科	11	リウマチ科	12	感染症内科	13	小児科	14	精神科	15	心療内科	II	16	外科	17	呼吸器外科	18	心臓血管外科	19	乳腺外科	20	気管食道外科	21	消化器外科（胃腸外科）	22	泌尿器科	23	肛門外科	24	脳神経外科	25	整形外科	26	形成外科	27	美容外科	28	眼科	29	耳鼻いんこう科	30	小児外科	31	産婦人科	32	産科	33	婦人科	III	34	リハビリテーション科	35	放射線科	36	麻酔科	37	病理診断科	38	臨床検査科	39	救急科	40	歯科	41	矯正歯科	42	小児歯科	43	歯科口腔外科
I	01		内科																																																																																																																																																																																		
	02		呼吸器内科																																																																																																																																																																																		
	03		循環器内科																																																																																																																																																																																		
	04		消化器内科（胃腸内科）																																																																																																																																																																																		
	05		腎臓内科																																																																																																																																																																																		
	06		脳神経内科																																																																																																																																																																																		
	07		糖尿病内科（代謝内科）																																																																																																																																																																																		
	08		血液内科																																																																																																																																																																																		
	09		皮膚科																																																																																																																																																																																		
	10		アレルギー科																																																																																																																																																																																		
	11		リウマチ科																																																																																																																																																																																		
	12		感染症内科																																																																																																																																																																																		
	13		小児科																																																																																																																																																																																		
	14		精神科																																																																																																																																																																																		
	15	心療内科																																																																																																																																																																																			
II	16	外科																																																																																																																																																																																			
	17	呼吸器外科																																																																																																																																																																																			
	18	心臓血管外科																																																																																																																																																																																			
	19	乳腺外科																																																																																																																																																																																			
	20	気管食道外科																																																																																																																																																																																			
	21	消化器外科（胃腸外科）																																																																																																																																																																																			
	22	泌尿器科																																																																																																																																																																																			
	23	肛門外科																																																																																																																																																																																			
	24	脳神経外科																																																																																																																																																																																			
	25	整形外科																																																																																																																																																																																			
	26	形成外科																																																																																																																																																																																			
	27	美容外科																																																																																																																																																																																			
	28	眼科																																																																																																																																																																																			
	29	耳鼻いんこう科																																																																																																																																																																																			
	30	小児外科																																																																																																																																																																																			
	31	産婦人科																																																																																																																																																																																			
	32	産科																																																																																																																																																																																			
	33	婦人科																																																																																																																																																																																			
III	34	リハビリテーション科																																																																																																																																																																																			
	35	放射線科																																																																																																																																																																																			
	36	麻酔科																																																																																																																																																																																			
	37	病理診断科																																																																																																																																																																																			
	38	臨床検査科																																																																																																																																																																																			
	39	救急科																																																																																																																																																																																			
	40	歯科																																																																																																																																																																																			
	41	矯正歯科																																																																																																																																																																																			
	42	小児歯科																																																																																																																																																																																			
	43	歯科口腔外科																																																																																																																																																																																			
I	01	内科																																																																																																																																																																																			
	02	呼吸器内科																																																																																																																																																																																			
	03	循環器内科																																																																																																																																																																																			
	04	消化器内科（胃腸内科）																																																																																																																																																																																			
	05	腎臓内科																																																																																																																																																																																			
	06	脳神経内科																																																																																																																																																																																			
	07	糖尿病内科（代謝内科）																																																																																																																																																																																			
	08	血液内科																																																																																																																																																																																			
	09	皮膚科																																																																																																																																																																																			
	10	アレルギー科																																																																																																																																																																																			
	11	リウマチ科																																																																																																																																																																																			
	12	感染症内科																																																																																																																																																																																			
	13	小児科																																																																																																																																																																																			
	14	精神科																																																																																																																																																																																			
	15	心療内科																																																																																																																																																																																			
II	16	外科																																																																																																																																																																																			
	17	呼吸器外科																																																																																																																																																																																			
	18	心臓血管外科																																																																																																																																																																																			
	19	乳腺外科																																																																																																																																																																																			
	20	気管食道外科																																																																																																																																																																																			
	21	消化器外科（胃腸外科）																																																																																																																																																																																			
	22	泌尿器科																																																																																																																																																																																			
	23	肛門外科																																																																																																																																																																																			
	24	脳神経外科																																																																																																																																																																																			
	25	整形外科																																																																																																																																																																																			
	26	形成外科																																																																																																																																																																																			
	27	美容外科																																																																																																																																																																																			
	28	眼科																																																																																																																																																																																			
	29	耳鼻いんこう科																																																																																																																																																																																			
	30	小児外科																																																																																																																																																																																			
	31	産婦人科																																																																																																																																																																																			
	32	産科																																																																																																																																																																																			
	33	婦人科																																																																																																																																																																																			
III	34	リハビリテーション科																																																																																																																																																																																			
	35	放射線科																																																																																																																																																																																			
	36	麻酔科																																																																																																																																																																																			
	37	病理診断科																																																																																																																																																																																			
	38	臨床検査科																																																																																																																																																																																			
	39	救急科																																																																																																																																																																																			
	40	歯科																																																																																																																																																																																			
	41	矯正歯科																																																																																																																																																																																			
	42	小児歯科																																																																																																																																																																																			
	43	歯科口腔外科																																																																																																																																																																																			

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																																																												
（10）処方の状況等 <table><thead><tr><th colspan="3">（10）処方の状況等</th><th>令和8年9月中の実施状況を記入。</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">外来患者への処方数 (令和8年9月中の延回数)</td><td>院内処方数</td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td>回</td></tr><tr><td rowspan="2">医療用麻薬の処方</td><td>1 有</td><td></td></tr><tr><td>2 無</td><td></td></tr></tbody></table>	（10）処方の状況等			令和8年9月中の実施状況を記入。	外来患者への処方数 (令和8年9月中の延回数)	院内処方数	回	院外処方箋交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有		2 無		（10）処方の状況等 <table><thead><tr><th colspan="3">（10）処方の状況等</th><th>9月中の実施状況を記入してください。</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">外来患者への処方数 (9月中の延回数)</td><td>院内処方数</td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td>回</td></tr><tr><td rowspan="2">医療用麻薬の処方</td><td>1 有</td><td></td></tr><tr><td>2 無</td><td></td></tr></tbody></table>	（10）処方の状況等			9月中の実施状況を記入してください。	外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回	院外処方箋交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有		2 無		○注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																																																																																
（10）処方の状況等			令和8年9月中の実施状況を記入。																																																																																																																																																											
外来患者への処方数 (令和8年9月中の延回数)	院内処方数	回																																																																																																																																																												
	院外処方箋交付数	回																																																																																																																																																												
医療用麻薬の処方	1 有																																																																																																																																																													
	2 無																																																																																																																																																													
（10）処方の状況等			9月中の実施状況を記入してください。																																																																																																																																																											
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回																																																																																																																																																												
	院外処方箋交付数	回																																																																																																																																																												
医療用麻薬の処方	1 有																																																																																																																																																													
	2 無																																																																																																																																																													
（11）診療所の種類 （14）救急医療体制 <table><thead><tr><th colspan="4">（11）診療所の種類</th><th>いずれかひとつに○</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td colspan="3">一般診療業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td colspan="3">相談・指導業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td colspan="3">採血及び供血を主とする</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="3">検診業務（集団・個別）を主とする</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td colspan="3">検査業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td colspan="3">人工透析を主とする</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td colspan="3">巡回診療を主とする</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td colspan="3">介護保険サービス提供を主とする</td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th colspan="4">（14）救急医療体制</th><th>各項目について、いずれかひとつに○</th></tr></thead><tbody><tr><td>休日夜間急患センター</td><td>1 該当する</td><td>2 該当しない</td><td></td><td></td></tr><tr><td>在宅当番医制</td><td>1 有</td><td>2 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>救急告示の有無</td><td>1 有</td><td>2 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>精神科救急医療体制</td><td>1 体制あり</td><td>2 体制なし</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">3 対応していない</td><td></td></tr><tr><td>1 ほぼ毎日</td><td>2 ほぼ毎日以外</td><td></td></tr></tbody></table>	（11）診療所の種類				いずれかひとつに○	1	一般診療業務を主とする				2	相談・指導業務を主とする				3	採血及び供血を主とする				4	検診業務（集団・個別）を主とする				5	検査業務を主とする				6	人工透析を主とする				7	巡回診療を主とする				8	介護保険サービス提供を主とする				（14）救急医療体制				各項目について、いずれかひとつに○	休日夜間急患センター	1 該当する	2 該当しない			在宅当番医制	1 有	2 無			救急告示の有無	1 有	2 無			精神科救急医療体制	1 体制あり	2 体制なし			夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応していない		1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外		（11）診療所の種類 （14）救急医療体制 <table><thead><tr><th colspan="4">（11）診療所の種類</th><th>いずれかひとつに○</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td colspan="3">一般診療業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td colspan="3">相談・指導業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td colspan="3">採血及び供血を主とする</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="3">検診業務(集団・個別)を主とする</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td colspan="3">検査業務を主とする</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td colspan="3">人工透析を主とする</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td colspan="3">巡回診療を主とする</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td colspan="3">休日夜間急患センター</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td colspan="3">介護保険サービス提供を主とする</td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th colspan="4">（14）救急医療体制</th><th>各項目について、いずれかひとつに○</th></tr></thead><tbody><tr><td>救急告示の有無</td><td>1 有</td><td>2 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>在宅当番医制</td><td>1 有</td><td>2 無</td><td></td><td></td></tr><tr><td>精神科救急医療体制</td><td>1 体制あり</td><td>2 体制なし</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">夜間(深夜も含む)の救急対応</td><td colspan="2">対応している</td><td rowspan="2">3 対応していない</td><td></td></tr><tr><td>1 ほぼ毎日</td><td>2 ほぼ毎日以外</td><td></td></tr></tbody></table>	（11）診療所の種類				いずれかひとつに○	1	一般診療業務を主とする				2	相談・指導業務を主とする				3	採血及び供血を主とする				4	検診業務(集団・個別)を主とする				5	検査業務を主とする				6	人工透析を主とする				7	巡回診療を主とする				8	休日夜間急患センター				9	介護保険サービス提供を主とする				（14）救急医療体制				各項目について、いずれかひとつに○	救急告示の有無	1 有	2 無			在宅当番医制	1 有	2 無			精神科救急医療体制	1 体制あり	2 体制なし			夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応していない		1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外		○問の位置変更 休日夜間急患センターは救急医療体制の一つであることから、よりの確に把握するため、「(14)救急医療体制」の間へ設問を移動する。 また、併せて、「(14)救急医療体制」内の問順を救急医療体制区分の順（初期：休日夜間急患センター、在宅当番医制→二次：救急告示医療機関）に変更する。
（11）診療所の種類				いずれかひとつに○																																																																																																																																																										
1	一般診療業務を主とする																																																																																																																																																													
2	相談・指導業務を主とする																																																																																																																																																													
3	採血及び供血を主とする																																																																																																																																																													
4	検診業務（集団・個別）を主とする																																																																																																																																																													
5	検査業務を主とする																																																																																																																																																													
6	人工透析を主とする																																																																																																																																																													
7	巡回診療を主とする																																																																																																																																																													
8	介護保険サービス提供を主とする																																																																																																																																																													
（14）救急医療体制				各項目について、いずれかひとつに○																																																																																																																																																										
休日夜間急患センター	1 該当する	2 該当しない																																																																																																																																																												
在宅当番医制	1 有	2 無																																																																																																																																																												
救急告示の有無	1 有	2 無																																																																																																																																																												
精神科救急医療体制	1 体制あり	2 体制なし																																																																																																																																																												
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応していない																																																																																																																																																											
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外																																																																																																																																																												
（11）診療所の種類				いずれかひとつに○																																																																																																																																																										
1	一般診療業務を主とする																																																																																																																																																													
2	相談・指導業務を主とする																																																																																																																																																													
3	採血及び供血を主とする																																																																																																																																																													
4	検診業務(集団・個別)を主とする																																																																																																																																																													
5	検査業務を主とする																																																																																																																																																													
6	人工透析を主とする																																																																																																																																																													
7	巡回診療を主とする																																																																																																																																																													
8	休日夜間急患センター																																																																																																																																																													
9	介護保険サービス提供を主とする																																																																																																																																																													
（14）救急医療体制				各項目について、いずれかひとつに○																																																																																																																																																										
救急告示の有無	1 有	2 無																																																																																																																																																												
在宅当番医制	1 有	2 無																																																																																																																																																												
精神科救急医療体制	1 体制あり	2 体制なし																																																																																																																																																												
夜間(深夜も含む)の救急対応	対応している		3 対応していない																																																																																																																																																											
	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外																																																																																																																																																												

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																
（12）期間診療所等 <table><tr><th colspan="2">（12）期間診療所等</th><th>あてはまるものすべてに○</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">特定の期間（季節）にのみ診療を行う診療所</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">事業所内の診療所 ※特別養護老人ホームや会社の医務室等</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">市町村保健センター内の診療所</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">該当なし</td></tr></table>	（12）期間診療所等		あてはまるものすべてに○	1	特定の期間（季節）にのみ診療を行う診療所		2	事業所内の診療所 ※特別養護老人ホームや会社の医務室等		3	市町村保健センター内の診療所		4	該当なし		（12）期間診療所等 <table><tr><th colspan="2">（12）期間診療所等</th><th>あてはまるものすべてに○</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">事業所内の診療所</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">市町村保健センター内の診療所</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">該当なし</td></tr></table>	（12）期間診療所等		あてはまるものすべてに○	1	特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所		2	事業所内の診療所		3	市町村保健センター内の診療所		4	該当なし		○注書きの追加 分かりやすさの観点によるもの																																		
（12）期間診療所等		あてはまるものすべてに○																																																																
1	特定の期間（季節）にのみ診療を行う診療所																																																																	
2	事業所内の診療所 ※特別養護老人ホームや会社の医務室等																																																																	
3	市町村保健センター内の診療所																																																																	
4	該当なし																																																																	
（12）期間診療所等		あてはまるものすべてに○																																																																
1	特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所																																																																	
2	事業所内の診療所																																																																	
3	市町村保健センター内の診療所																																																																	
4	該当なし																																																																	
（13）退院調整支援担当者 <table><tr><th colspan="2">（13）退院調整支援担当者</th></tr><tr><td colspan="2">いる場合、令和8年10月1日現在の人数を記入。</td></tr><tr><td>1</td><td>いる（ 人 ） * 入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ記入。</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr></table>	（13）退院調整支援担当者		いる場合、令和8年10月1日現在の人数を記入。		1	いる（ 人 ） * 入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ記入。	2	いない	（13）退院調整支援担当者 <table><tr><th colspan="2">（13）退院調整支援担当者</th></tr><tr><td colspan="2">いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</td></tr><tr><td>1</td><td>いる（ 人 ） *入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ</td></tr><tr><td>2</td><td>いない</td></tr></table>	（13）退院調整支援担当者		いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。		1	いる（ 人 ） *入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ	2	いない	○注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																
（13）退院調整支援担当者																																																																		
いる場合、令和8年10月1日現在の人数を記入。																																																																		
1	いる（ 人 ） * 入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ記入。																																																																	
2	いない																																																																	
（13）退院調整支援担当者																																																																		
いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。																																																																		
1	いる（ 人 ） *入退院支援加算の施設基準を満たす場合のみ																																																																	
2	いない																																																																	
（16）委託の状況 <table><tr><th>（16）委託の状況</th><th>全部委託</th><th>一部委託</th><th>委託していない</th></tr><tr><td>各項目について、あてはまるものひとつに○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給食（患者用）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>滅菌（治療用具）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務（医療機器）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>検体検査</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>感染性廃棄物処理</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>清掃</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託していない	各項目について、あてはまるものひとつに○				給食（患者用）	1	2	3	滅菌（治療用具）	1	2	3	保守点検業務（医療機器）	1	2	3	検体検査	1	2	3	感染性廃棄物処理	1	2	3	清掃	1	2	3	（16）委託の状況 <table><tr><th>（16）委託の状況</th><th>全部委託</th><th>一部委託</th><th>委託していない</th></tr><tr><td>あてはまるものひとつに○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給食(患者用)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>滅菌(治療用具)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保守点検業務(医療機器)</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>検体検査</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>感染性廃棄物処理</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>清掃</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託していない	あてはまるものひとつに○				給食(患者用)	1	2	3	滅菌(治療用具)	1	2	3	保守点検業務(医療機器)	1	2	3	検体検査	1	2	3	感染性廃棄物処理	1	2	3	清掃	1	2	3	○注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの
（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託していない																																																															
各項目について、あてはまるものひとつに○																																																																		
給食（患者用）	1	2	3																																																															
滅菌（治療用具）	1	2	3																																																															
保守点検業務（医療機器）	1	2	3																																																															
検体検査	1	2	3																																																															
感染性廃棄物処理	1	2	3																																																															
清掃	1	2	3																																																															
（16）委託の状況	全部委託	一部委託	委託していない																																																															
あてはまるものひとつに○																																																																		
給食(患者用)	1	2	3																																																															
滅菌(治療用具)	1	2	3																																																															
保守点検業務(医療機器)	1	2	3																																																															
検体検査	1	2	3																																																															
感染性廃棄物処理	1	2	3																																																															
清掃	1	2	3																																																															
（17）受動喫煙対策の状況 ① <table><tr><th colspan="2">（17）受動喫煙対策の状況</th><th>各項目について、いずれかに○</th></tr><tr><td rowspan="2">敷地内を全面禁煙</td><td>1</td><td>禁煙にしている</td></tr><tr><td>2</td><td>禁煙にしていない</td></tr><tr><td rowspan="2">特定屋外喫煙場所を設置</td><td>1</td><td>設置している</td></tr><tr><td>2</td><td>設置していない</td></tr></table>	（17）受動喫煙対策の状況		各項目について、いずれかに○	敷地内を全面禁煙	1	禁煙にしている	2	禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1	設置している	2	設置していない	（18）受動喫煙対策の状況 ① <table><tr><th colspan="2">（18）受動喫煙対策の状況</th><th>各項目について、いずれかひとつに○</th></tr><tr><td rowspan="2">敷地内を全面禁煙</td><td>1</td><td>禁煙にしている ②</td></tr><tr><td>2</td><td>禁煙にしていない</td></tr><tr><td rowspan="2">特定屋外喫煙場所を設置</td><td>1</td><td>設置している</td></tr><tr><td>2</td><td>設置していない</td></tr></table>	（18）受動喫煙対策の状況		各項目について、いずれかひとつに○	敷地内を全面禁煙	1	禁煙にしている ②	2	禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1	設置している	2	設置していない	①問番号の変更 新・問20の新設に伴い、レイアウトの都合から位置を変更する。 ②注書きの文言変更 全て二択問により「ひとつ」と記載する必要性が乏しいため																																						
（17）受動喫煙対策の状況		各項目について、いずれかに○																																																																
敷地内を全面禁煙	1	禁煙にしている																																																																
	2	禁煙にしていない																																																																
特定屋外喫煙場所を設置	1	設置している																																																																
	2	設置していない																																																																
（18）受動喫煙対策の状況		各項目について、いずれかひとつに○																																																																
敷地内を全面禁煙	1	禁煙にしている ②																																																																
	2	禁煙にしていない																																																																
特定屋外喫煙場所を設置	1	設置している																																																																
	2	設置していない																																																																

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）		旧（令和5年調査）		変更理由																																																																																																																																																	
（18）表示診療時間の状況 ①（18）表示診療時間の状況 通常の1週間の診療時間 合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入。 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○ <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>③祝日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>		曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	③祝日	1	2	3	4	5	6	7	（17）表示診療時間の状況 ①（17）表示診療時間の状況 ②合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。 通常の1週間の診療時間 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。② <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>③休日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>		曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	③休日	1	2	3	4	5	6	7	①問番号の変更 新・問17の位置変更に伴う番号繰り下げ ②注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ③問の字句変更 医療機関の休業日と誤認しないようにするため。	
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																														
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
③祝日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																														
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
③休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																														
（19）診療録電子化（電子カルテ）の状況 （19）診療録電子化（電子カルテ）の状況 ①いずれかひとつに○ ①注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。 1医療機関全体で電子化している 2医療機関内の一部で電子化している 3今後電子化する予定がある 4電子化する予定なし ②電子化 予定時期 1令和8年度 2令和9年度 3令和10年度 4令和11年度以降		（19）診療録電子化（電子カルテ）の状況 （19）診療録電子化（電子カルテ）の状況 ③ 1医療機関全体で電子化している 2医療機関内の一部で電子化している 3今後電子化する予定がある 4電子化する予定なし ②電子化 予定時期 1令和5年度 2令和6年度 3令和7年度 4令和8年度以降		①注書きの追記 誤回答防止・分かりやすさの観点によるもの ②選択肢の年次更新 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新する。 ③誘導矢印の削除 新設した新・問20の回答漏れを防ぐため削除する。																																																																																																																																																	

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（20）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 （20）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 いずれかひとつに○ 1 導入している 2 今後導入する予定がある 3 導入する予定なし 導入予定時期 1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降	（新設）	○問の新設 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、現在、電子カルテ情報共有サービス（※）の導入の取組が進められており、その導入状況について実態を把握する必要があるため。 ※全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組み
（21）医療情報の電子化の状況 ①（21）医療情報の電子化の状況 （19）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入。 データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○ 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管 2 外部の事業者へ委託して保管 ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無 1 有 2 無 データの利用範囲 いずれかに○ 1 医療機関内のみで利用 2 他の医療機関等と連携して利用 他の医療機関等とのネットワークの有無 1 有 2 無 患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○ 1 紙面・フィルム等により情報提供している 2 電子的な方法でデータ自体を提供している 3 情報提供していない	①（20）医療情報の電子化の状況 （19）診療録電子化（電子カルテ）を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入してください。② データの保管を行う場所 あてはまるものすべてに○ 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管 2 外部の事業者へ委託して保管 ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無 1 有 2 無 データの利用範囲 いずれかひとつに○② 1 医療機関内のみで利用 2 他の医療機関等と連携して利用 他の医療機関等とのネットワークの有無 1 有 2 無 患者への情報提供の方法 あてはまるものすべてに○ 1 紙面・フィルム等により情報提供している 2 電子的な方法でデータ自体を提供している 3 情報提供していない SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○ 1 実装している 2 実装していない	①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの ③問の削除 電子カルテの情報共有を目的とする標準規格については、国際的な標準規格である「HL7-FHIR」が採用されており、「電子カルテ情報共有サービスの導入状況」の把握によって「HL7-FHIR」の普及状況の把握が可能になることから、国内標準規格である「SS-MIX標準化ストレージ」の把握については削除する。

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																								
（22）遠隔医療システムの導入状況 ①（22）遠隔医療システムの導入状況 ②施設数には令和8年9月中の実施設数を、件数には令和8年9月中の延件数を記入。 遠隔画像診断 1有→ 診断依頼を受けた数（施設から計件） 2無 診断依頼に出した数（施設に計件） 遠隔病理診断 1有→ 診断依頼を受けた数（施設から計件） 2無 診断依頼に出した数（施設に計件） 遠隔在宅診療・療養支援 1有→令和8年9月中の患者延数（人） 2無	（21）遠隔医療システムの導入状況 ①（21）遠隔医療システムの導入状況 ②施設数には9月中の実施設数を、件数には9月中の延件数を記入してください。 遠隔画像診断 1有→ 診断依頼を受けた数（施設から計件） 2無 診断依頼に出した数（施設に計件） 遠隔病理診断 1有→ 診断依頼を受けた数（施設から計件） 2無 診断依頼に出した数（施設に計件） 遠隔在宅診療・療養支援 1有→患者延数（人） 2無	①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②注書き、問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																																																																								
（23）医療安全体制 （23）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><thead><tr><th></th><th>医師</th><th>歯科医師</th><th>薬剤師</th><th>看護師</th><th>診療放射線技師</th><th>臨床検査技師</th><th>臨床工学技士</th><th>その他</th><th>配置していない</th></tr></thead><tbody><tr><td>医療安全体制（全般）の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr></tbody></table>		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9	医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9	（22）医療安全体制 （22）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><thead><tr><th></th><th>医師</th><th>歯科医師</th><th>薬剤師</th><th>看護師</th><th>診療放射線技師</th><th>臨床検査技師</th><th>臨床工学技士</th><th>その他</th><th>配置していない</th></tr></thead><tbody><tr><td>医療安全体制(全般)の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>8</td><td>9</td></tr></tbody></table>		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全体制(全般)の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9	医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9	○問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																	
医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9																																																																																																																	
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9																																																																																																																	
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																	
医療安全体制(全般)の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																	
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9																																																																																																																	
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9																																																																																																																	

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																												
（24）在宅医療サービスの実施状況 ①（24）在宅医療サービスの実施状況 ② 併設施設によるサービスを除く。 実施の有無に○をつけ、令和8年9月中の件数を記入。 <table><tr><td>医療保険等による在宅サービス</td><td>1 実施している</td></tr><tr><td></td><td>2 実施していない</td></tr><tr><td>往診</td><td>01 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問診療</td><td>02 件</td></tr><tr><td>歯科訪問診療</td><td>03 件</td></tr><tr><td>救急搬送診療</td><td>04 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問看護・指導</td><td>05 件</td></tr><tr><td>精神科在宅患者訪問看護・指導</td><td>06 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問リハビリテーション指導管理</td><td>07 件</td></tr><tr><td>訪問看護ステーションへの指示書の交付</td><td>08 件</td></tr><tr><td>在宅看取り</td><td>09 件</td></tr></table> <table><tr><td>介護保険による在宅サービス</td><td>1 実施している</td></tr><tr><td></td><td>2 実施していない</td></tr><tr><td>居宅療養管理指導（介護予防サービスを含む）</td><td>10 件</td></tr><tr><td>訪問看護（介護予防サービスを含む）</td><td>11 件</td></tr><tr><td>訪問リハビリテーション（介護予防サービスを含む）</td><td>12 件</td></tr></table> <table><tr><td>在宅療養支援診療所の届出</td><td>施設数には自施設を含む。</td></tr><tr><td>1 有</td><td> → 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人） </td></tr><tr><td>2 無</td><td></td></tr></table>	医療保険等による在宅サービス	1 実施している		2 実施していない	往診	01 件	在宅患者訪問診療	02 件	歯科訪問診療	03 件	救急搬送診療	04 件	在宅患者訪問看護・指導	05 件	精神科在宅患者訪問看護・指導	06 件	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07 件	訪問看護ステーションへの指示書の交付	08 件	在宅看取り	09 件	介護保険による在宅サービス	1 実施している		2 実施していない	居宅療養管理指導（介護予防サービスを含む）	10 件	訪問看護（介護予防サービスを含む）	11 件	訪問リハビリテーション（介護予防サービスを含む）	12 件	在宅療養支援診療所の届出	施設数には自施設を含む。	1 有	→ 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人）	2 無		（23）在宅医療サービスの実施状況 ①（23）在宅医療サービスの実施状況 ②併設施設によるサービスを除く 実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。② <table><tr><td>医療保険等による在宅サービス</td><td>1 実施している</td></tr><tr><td></td><td>2 実施していない</td></tr><tr><td>往診</td><td>01 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問診療</td><td>02 件</td></tr><tr><td>歯科訪問診療</td><td>03 件</td></tr><tr><td>救急搬送診療</td><td>04 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問看護・指導</td><td>05 件</td></tr><tr><td>精神科在宅患者訪問看護・指導</td><td>06 件</td></tr><tr><td>在宅患者訪問リハビリテーション指導管理</td><td>07 件</td></tr><tr><td>訪問看護ステーションへの指示書の交付</td><td>08 件</td></tr><tr><td>在宅看取り</td><td>09 件</td></tr></table> <table><tr><td>介護保険による在宅サービス</td><td>1 実施している</td></tr><tr><td></td><td>2 実施していない</td></tr><tr><td>居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)</td><td>10 件</td></tr><tr><td>訪問看護(介護予防サービスを含む)</td><td>11 件</td></tr><tr><td>訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)</td><td>12 件</td></tr></table> <table><tr><td>在宅療養支援診療所の届出</td><td>③いずれかに○ 施設数には自施設を含む。</td></tr><tr><td>1 有</td><td> → 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人） </td></tr><tr><td>2 無</td><td></td></tr></table>	医療保険等による在宅サービス	1 実施している		2 実施していない	往診	01 件	在宅患者訪問診療	02 件	歯科訪問診療	03 件	救急搬送診療	04 件	在宅患者訪問看護・指導	05 件	精神科在宅患者訪問看護・指導	06 件	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07 件	訪問看護ステーションへの指示書の交付	08 件	在宅看取り	09 件	介護保険による在宅サービス	1 実施している		2 実施していない	居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)	10 件	訪問看護(介護予防サービスを含む)	11 件	訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)	12 件	在宅療養支援診療所の届出	③いずれかに○ 施設数には自施設を含む。	1 有	→ 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人）	2 無		①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ③注書きを削除 二択問への記載の必要性が乏しいため
医療保険等による在宅サービス	1 実施している																																																																													
	2 実施していない																																																																													
往診	01 件																																																																													
在宅患者訪問診療	02 件																																																																													
歯科訪問診療	03 件																																																																													
救急搬送診療	04 件																																																																													
在宅患者訪問看護・指導	05 件																																																																													
精神科在宅患者訪問看護・指導	06 件																																																																													
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07 件																																																																													
訪問看護ステーションへの指示書の交付	08 件																																																																													
在宅看取り	09 件																																																																													
介護保険による在宅サービス	1 実施している																																																																													
	2 実施していない																																																																													
居宅療養管理指導（介護予防サービスを含む）	10 件																																																																													
訪問看護（介護予防サービスを含む）	11 件																																																																													
訪問リハビリテーション（介護予防サービスを含む）	12 件																																																																													
在宅療養支援診療所の届出	施設数には自施設を含む。																																																																													
1 有	→ 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人）																																																																													
2 無																																																																														
医療保険等による在宅サービス	1 実施している																																																																													
	2 実施していない																																																																													
往診	01 件																																																																													
在宅患者訪問診療	02 件																																																																													
歯科訪問診療	03 件																																																																													
救急搬送診療	04 件																																																																													
在宅患者訪問看護・指導	05 件																																																																													
精神科在宅患者訪問看護・指導	06 件																																																																													
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07 件																																																																													
訪問看護ステーションへの指示書の交付	08 件																																																																													
在宅看取り	09 件																																																																													
介護保険による在宅サービス	1 実施している																																																																													
	2 実施していない																																																																													
居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)	10 件																																																																													
訪問看護(介護予防サービスを含む)	11 件																																																																													
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)	12 件																																																																													
在宅療養支援診療所の届出	③いずれかに○ 施設数には自施設を含む。																																																																													
1 有	→ 連携保険医療機関等の数（施設） 受け持つ在宅療養患者の数（人）																																																																													
2 無																																																																														

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
（25）分娩の状況 （26）手術・検査等の実施状況 （25）分娩の状況 ① ② ③ * 印の常勤換算は小数点以下第2位四捨五入。 1 分娩を取り扱っている ③ 令和8年 9月中の 実施件数 ③ 分娩（正常分娩を含む） 件 ③ うち、帝王切開娩出術 件 ③ うち、帝王切開を除く無痛分娩 件 担当医師数（常勤換算）* ③ 人 担当助産師数（常勤換算）* ③ 人 院内助産所の有無 1 有 2 無 ③ 2 分娩を取り扱っていない （26）手術・検査等の実施状況 ① ② ④ ③ 令和8年 9月中の 実施件数 装置の 台数 悪性腫瘍手術 01 件 外来化学療法 02 件 人工透析 03 件 台 ③ * 印の患者数には、手術に伴うものを含む。 ③ 令和8年 9月中の 患者数 装置の 台数 骨塩定量測定 04 人 気管支内視鏡検査 * 05 人 上部消化管内視鏡検査 * 06 人 大腸内視鏡検査 * 07 人 血管連続撮影 08 人 ③ うち、DSA 09 人 ③ うち、循環器DR 10 人 マンモグラフィー 11 人 台 RI検査（シンチグラム） 12 人 台 ③ うち、SPECT 13 人 台 PET PET 14 人 台 PET PETCT 15 人 台 CT マルチ スライス 64列以上 16 人 台 CT マルチ スライス 16列以上64列未満 17 人 台 CT マルチ スライス 4列以上16列未満 18 人 台 CT マルチ スライス 4列未満 19 人 台 CT その他 20 人 台 MRI 3.0テスラ以上 21 人 台 MRI 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 22 人 台 MRI 1.5テスラ未満 23 人 台 3D画像処理 24 人 ③ うち、冠動脈CT・心臓MRI 25 人 （24）検査等の実施状況 （25）手術等の実施状況 （24）検査等の実施状況 ① ② ④ * 患者数には手術に伴うものを含む。 9月中の患者数 装置の台数 骨塩定量測定 01 人 気管支内視鏡検査* 02 人 上部消化管内視鏡検査* 03 人 大腸内視鏡検査* 04 人 血管連続撮影 05 人 DSA(再掲) ③ 06 人 循環器DR(再掲) ③ 07 人 マンモグラフィー 08 人 台 RI検査(シンチグラム) 09 人 台 SPECT(再掲) ③ 10 人 台 PET PET 11 人 台 PET PETCT 12 人 台 CT マルチ スライス 64列以上 13 人 台 CT マルチ スライス 16列以上64列未満 14 人 台 CT マルチ スライス 4列以上16列未満 15 人 台 CT マルチ スライス 4列未満 16 人 台 CT その他 17 人 台 MRI 3.0テスラ以上 18 人 台 MRI 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 19 人 台 MRI 1.5テスラ未満 20 人 台 3D画像処理 21 人 冠動脈CT・心臓MRI(再掲) 22 人 （25）手術等の実施状況 ① ② ④ 9月中の実施件数 装置の台数 悪性腫瘍手術 1 件 外来化学療法 2 件 人工透析 3 件 台 分娩(正常分娩を含む) 4 件 帝王切開娩出術(再掲) ③ 5 件 帝王切開を除く無痛分娩(再掲) 6 件 分娩の取扱 ② ③ 小数点以下第2位四捨五入 1 取り扱っている 担当医師数(常勤換算) 人 担当助産師数(常勤換算) 人 院内助産所の有無 1 有 2 無 2 取り扱っていない ①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②問の独立・集約化 手術等の実施状況については、分娩関係の間が大半を占めていることから、分娩関係の間を独立させ、かつ手術と検査関係の間を集約させることにより、問の内容をより分かりやすくするため変更する。 ③問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの ④問の独立・集約化による番号の削除・変更		

医療施設静態調査【一般診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）				旧（令和5年調査）				変更理由																																																																																																																																																																																																																								
（27）放射線治療の実施状況 ① （27）放射線治療の実施状況 患者数は照射録の枚数又は検査伝票を元に記入。 <table><thead><tr><th></th><th></th><th>② 令和8年 9月中の 患者数</th><th>装置の 台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>放射線治療（体外照射）</td><td>1</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>② うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ</td><td>2</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td>放射線治療（腔内・組織内照射）</td><td>3</td><td>人</td><td></td></tr></tbody></table>						② 令和8年 9月中の 患者数	装置の 台数	放射線治療（体外照射）	1	人		② うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ	2	人	台	放射線治療（腔内・組織内照射）	3	人		（26）放射線治療の実施状況 ① （26）放射線治療の実施状況 患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。② <table><thead><tr><th></th><th></th><th>9月中の患者数</th><th>装置の台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>放射線治療(体外照射)</td><td>1</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②</td><td>2</td><td>人</td><td>台</td></tr><tr><td>放射線治療(腔内・組織内照射)</td><td>3</td><td>人</td><td></td></tr></tbody></table>						9月中の患者数	装置の台数	放射線治療(体外照射)	1	人		ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②	2	人	台	放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人		①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②注書き、問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																																																																																																																																								
		② 令和8年 9月中の 患者数	装置の 台数																																																																																																																																																																																																																													
放射線治療（体外照射）	1	人																																																																																																																																																																																																																														
② うち、ガンマナイフ・サイバーナイフ	2	人	台																																																																																																																																																																																																																													
放射線治療（腔内・組織内照射）	3	人																																																																																																																																																																																																																														
		9月中の患者数	装置の台数																																																																																																																																																																																																																													
放射線治療(体外照射)	1	人																																																																																																																																																																																																																														
ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲) ②	2	人	台																																																																																																																																																																																																																													
放射線治療(腔内・組織内照射)	3	人																																																																																																																																																																																																																														
（28）従事者数 ① （28）従事者数 令和8年10月1日現在の数を記入。 注1）一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。（老人ホーム等併設施設の職員は含みません。） 注2）該当する職種がない欄は空欄としてください。 注3）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。 注4）常勤換算については、右記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。 小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入。 得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。 「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。 常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。 常勤換算数 = $\frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）}}$ ※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。 <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」 従事者の実人員</th><th>「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>01 医師</td><td></td><td>③</td></tr><tr><td>02 歯科医師</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 注5）「01 医師」、「02 歯科医師」は、 実人員は「常勤」のみ、常勤換算は「非常勤」のみ それぞれ記入。 <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>03 薬剤師</td><td></td><td>③</td></tr><tr><td>04 保健師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>05 助産師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>06 看護師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>07 准看護師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>08 看護業務補助者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>09 理学療法士（PT）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10 作業療法士（OT）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 視能訓練士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 言語聴覚士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>13 義肢装具士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>14 歯科衛生士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>15 歯科技工士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>16 診療放射線技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>17 診療エックス線技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>18 臨床検査技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>19 衛生検査技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>20 臨床工学技士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>21 あん摩マッサージ指圧師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>22 柔道整復師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>23 管理栄養士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>24 栄養士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>25 精神保健福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>26 社会福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>27 介護福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28 保育士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>29 公認心理師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>30 救急救命士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>31 その他の技術員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>32 医療社会事業従事者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>33 事務職員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>34 その他の職員</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 注6）「04 保健師」、「05 助産師」、 「06 看護師」、「07 准看護師」は、 実人員、常勤換算ともに「常勤」と「非常勤」の合計を それぞれ記入。 ・実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄はありません。 ・実人員≧常勤換算となるように記入。 注7）「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入。 なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。				職 種	「常勤」 従事者の実人員	「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	01 医師		③	02 歯科医師			職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	03 薬剤師		③	04 保健師			05 助産師			06 看護師			07 准看護師			08 看護業務補助者			09 理学療法士（PT）			10 作業療法士（OT）			11 視能訓練士			12 言語聴覚士			13 義肢装具士			14 歯科衛生士			15 歯科技工士			16 診療放射線技師			17 診療エックス線技師			18 臨床検査技師			19 衛生検査技師			20 臨床工学技士			21 あん摩マッサージ指圧師			22 柔道整復師			23 管理栄養士			24 栄養士			25 精神保健福祉士			26 社会福祉士			27 介護福祉士			28 保育士			29 公認心理師			30 救急救命士			31 その他の技術員			32 医療社会事業従事者			33 事務職員			34 その他の職員			（27）従事者数 ① （27）従事者数 10月1日現在の数を記入してください。 （注） 1）一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。 （老人ホーム等併設施設の職員は含みません。） 2）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。 3）常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。 小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。 得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。 常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。 常勤換算数 = $\frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）}}$ ※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。 常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。 4）「01 医師」、「02 歯科医師」は 「常勤」のみの実人員及び 「非常勤」のみの常勤換算を それぞれ記入してください。 5）「04 保健師」、「05 助産師」、 「06 看護師」、「07 准看護師」は 「常勤」、「非常勤」を合計した実人員及び 「常勤」、「非常勤」を合計した常勤換算を それぞれ記入してください。 実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄ということは ありません。 また、実人員≧常勤換算となるように記入してください。 6）「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う 保育士を記入してください。 なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。 <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>01 医師</td><td></td><td>③</td></tr><tr><td>02 歯科医師</td><td></td><td></td></tr></tbody></table><table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>03 薬剤師</td><td></td><td>③</td></tr><tr><td>04 保健師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>05 助産師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>06 看護師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>07 准看護師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>08 看護業務補助者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>09 理学療法士（PT）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10 作業療法士（OT）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 視能訓練士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>12 言語聴覚士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>13 義肢装具士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>14 歯科衛生士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>15 歯科技工士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>16 診療放射線技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>17 診療エックス線技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>18 臨床検査技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>19 衛生検査技師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>20 臨床工学技士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>21 あん摩マッサージ指圧師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>22 柔道整復師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>23 管理栄養士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>24 栄養士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>25 精神保健福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>26 社会福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>27 介護福祉士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>28 保育士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>29 公認心理師</td><td></td><td></td></tr><tr><td>30 救急救命士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>31 その他の技術員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>32 医療社会事業従事者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>33 事務職員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>34 その他の職員</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	01 医師		③	02 歯科医師			職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	03 薬剤師		③	04 保健師			05 助産師			06 看護師			07 准看護師			08 看護業務補助者			09 理学療法士（PT）			10 作業療法士（OT）			11 視能訓練士			12 言語聴覚士			13 義肢装具士			14 歯科衛生士			15 歯科技工士			16 診療放射線技師			17 診療エックス線技師			18 臨床検査技師			19 衛生検査技師			20 臨床工学技士			21 あん摩マッサージ指圧師			22 柔道整復師			23 管理栄養士			24 栄養士			25 精神保健福祉士			26 社会福祉士			27 介護福祉士			28 保育士			29 公認心理師			30 救急救命士			31 その他の技術員			32 医療社会事業従事者			33 事務職員			34 その他の職員			①問番号の変更 新・問20の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ③常勤換算数の記入欄の変更 誤回答防止の観点から、整数部分のマス数を4桁から3桁へ変更するもの。
職 種	「常勤」 従事者の実人員	「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																																																																																																																																																														
01 医師		③																																																																																																																																																																																																																														
02 歯科医師																																																																																																																																																																																																																																
職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																																																																																																																																																														
03 薬剤師		③																																																																																																																																																																																																																														
04 保健師																																																																																																																																																																																																																																
05 助産師																																																																																																																																																																																																																																
06 看護師																																																																																																																																																																																																																																
07 准看護師																																																																																																																																																																																																																																
08 看護業務補助者																																																																																																																																																																																																																																
09 理学療法士（PT）																																																																																																																																																																																																																																
10 作業療法士（OT）																																																																																																																																																																																																																																
11 視能訓練士																																																																																																																																																																																																																																
12 言語聴覚士																																																																																																																																																																																																																																
13 義肢装具士																																																																																																																																																																																																																																
14 歯科衛生士																																																																																																																																																																																																																																
15 歯科技工士																																																																																																																																																																																																																																
16 診療放射線技師																																																																																																																																																																																																																																
17 診療エックス線技師																																																																																																																																																																																																																																
18 臨床検査技師																																																																																																																																																																																																																																
19 衛生検査技師																																																																																																																																																																																																																																
20 臨床工学技士																																																																																																																																																																																																																																
21 あん摩マッサージ指圧師																																																																																																																																																																																																																																
22 柔道整復師																																																																																																																																																																																																																																
23 管理栄養士																																																																																																																																																																																																																																
24 栄養士																																																																																																																																																																																																																																
25 精神保健福祉士																																																																																																																																																																																																																																
26 社会福祉士																																																																																																																																																																																																																																
27 介護福祉士																																																																																																																																																																																																																																
28 保育士																																																																																																																																																																																																																																
29 公認心理師																																																																																																																																																																																																																																
30 救急救命士																																																																																																																																																																																																																																
31 その他の技術員																																																																																																																																																																																																																																
32 医療社会事業従事者																																																																																																																																																																																																																																
33 事務職員																																																																																																																																																																																																																																
34 その他の職員																																																																																																																																																																																																																																
職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																																																																																																																																																														
01 医師		③																																																																																																																																																																																																																														
02 歯科医師																																																																																																																																																																																																																																
職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																																																																																																																																																														
03 薬剤師		③																																																																																																																																																																																																																														
04 保健師																																																																																																																																																																																																																																
05 助産師																																																																																																																																																																																																																																
06 看護師																																																																																																																																																																																																																																
07 准看護師																																																																																																																																																																																																																																
08 看護業務補助者																																																																																																																																																																																																																																
09 理学療法士（PT）																																																																																																																																																																																																																																
10 作業療法士（OT）																																																																																																																																																																																																																																
11 視能訓練士																																																																																																																																																																																																																																
12 言語聴覚士																																																																																																																																																																																																																																
13 義肢装具士																																																																																																																																																																																																																																
14 歯科衛生士																																																																																																																																																																																																																																
15 歯科技工士																																																																																																																																																																																																																																
16 診療放射線技師																																																																																																																																																																																																																																
17 診療エックス線技師																																																																																																																																																																																																																																
18 臨床検査技師																																																																																																																																																																																																																																
19 衛生検査技師																																																																																																																																																																																																																																
20 臨床工学技士																																																																																																																																																																																																																																
21 あん摩マッサージ指圧師																																																																																																																																																																																																																																
22 柔道整復師																																																																																																																																																																																																																																
23 管理栄養士																																																																																																																																																																																																																																
24 栄養士																																																																																																																																																																																																																																
25 精神保健福祉士																																																																																																																																																																																																																																
26 社会福祉士																																																																																																																																																																																																																																
27 介護福祉士																																																																																																																																																																																																																																
28 保育士																																																																																																																																																																																																																																
29 公認心理師																																																																																																																																																																																																																																
30 救急救命士																																																																																																																																																																																																																																
31 その他の技術員																																																																																																																																																																																																																																
32 医療社会事業従事者																																																																																																																																																																																																																																
33 事務職員																																																																																																																																																																																																																																
34 その他の職員																																																																																																																																																																																																																																

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由
票名など 秘 統計法に基づく基幹統計調査 政府統計 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 医療施設静態調査 歯科診療所票 ②（令和8年10月1日現在） ＜オンライン回答のログイン情報＞ 政府統計コード 調査対象 I D パスワード（初期） ※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号	票名など 秘 統計法に基づく 基 幹 統 計 調 査 医療施設静態調査 歯科診療所票 ①注:※印の箇所は、記入しないでください。 ※ 整理番号 ※ 保健所 符号 ※ 市区町村 符号 ②（令和5年10月1日現在）	①注書きの文言変更 ②調査年次の更新及び調査時点 の視認しやすい場所への移動
医療機関コード ※診療報酬明細書などに記載する医療機関コード7桁を記載 医療機関 コード	(新設)	○問の新設 他の医療関連データとの紐付けに より、より詳細な分析が可能となるよ う、二次利用における利活用拡充 の観点から追加する。 ※集計には使用しない
(4) 開設者 (4) 開設者 あてはまるものひとつに○ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 010 地方独立行政法人 011 日赤 012 済生会 013 北海道社会事業協会 014 厚生連 015 国民健康保険団体連合会 016 健康保険組合及びその連合会 017 共済組合及びその連合会 018 国民健康保険組合 019 公益法人 020 医療法人 021 私立学校法人 022 社会福祉法人 023 医療生協 024 会社 025 一般社団法人・一般財団法人 026 その他の法人 027 個人 国	(4) 開設者 (4) 開設者 あてはまるものひとつに○ 01 厚生労働省 02 独立行政法人国立病院機構 03 国立大学法人 04 独立行政法人労働者健康安全機構 05 国立高度専門医療研究センター 06 独立行政法人地域医療機能推進機構 07 その他 08 都道府県 09 市町村 010 地方独立行政法人 011 日赤 012 済生会 013 北海道社会事業協会 014 厚生連 015 国民健康保険団体連合会 016 健康保険組合及びその連合会 017 共済組合及びその連合会 018 国民健康保険組合 019 公益法人 020 医療法人 021 私立学校法人 022 社会福祉法人 023 医療生協 024 会社 025 その他の法人 026 個人 国	○選択肢の細分化 昨今、一般社団法人や一般財団 法人による医療機関の開設事例が 増加しており、その非営利性の観点 からも疑義（※1）が生じている状 況にあることから、今後、対策を進め るにあたり、当該法人が設立する医 療機関の実態を把握する必要があ るため選択肢に「一般社団法人・一 般財団法人」を追加（※2）する。 また、追加に伴い、以降の選択肢 の番号を繰り下げる。 ※1 医療法では医療機関の開設 者は原則として営利を目的としては ならないこととされている。 ※2 「その他の法人」に含まれてい たものから細分化させるもの。

医療機関コード ※診療報酬明細書などに記載する医療機関コード 7 桁を記載

医療機関
コード

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																															
（8）診療状況 <table><tr><th colspan="2">（8）診療状況</th></tr><tr><td>令和8年9月中の外来患者延数</td><td>人</td></tr><tr><td>うち、初診の患者の数</td><td>人</td></tr></table>	（8）診療状況		令和8年9月中の外来患者延数	人	うち、初診の患者の数	人	（8）診療状況 <table><tr><th colspan="2">（8）診療状況</th></tr><tr><td>9月中の外来患者延数</td><td>人</td></tr><tr><td>初診の患者の数(再掲)</td><td>人</td></tr></table>	（8）診療状況		9月中の外来患者延数	人	初診の患者の数(再掲)	人	○問の文言変更 分かりやすさの観点によるもの																																																																			
（8）診療状況																																																																																	
令和8年9月中の外来患者延数	人																																																																																
うち、初診の患者の数	人																																																																																
（8）診療状況																																																																																	
9月中の外来患者延数	人																																																																																
初診の患者の数(再掲)	人																																																																																
（9）外来患者への処方数 （10）保健事業 <table><tr><th colspan="2">（9）外来患者への処方数</th><th>令和8年9月中の延回数を記入。</th></tr><tr><td>院内処方数</td><td></td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td></td><td>回</td></tr><tr><th colspan="3">（10）保健事業</th></tr><tr><td colspan="3">令和8年9月中に実施したものすべてに○</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">保健相談・指導</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">予防処置</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">自治体の委託検診</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">事業所等の委託検診</td></tr><tr><td>5</td><td colspan="2">該当なし</td></tr></table>	（9）外来患者への処方数		令和8年9月中の延回数を記入。	院内処方数		回	院外処方箋交付数		回	（10）保健事業			令和8年9月中に実施したものすべてに○			1	保健相談・指導		2	予防処置		3	自治体の委託検診		4	事業所等の委託検診		5	該当なし		（9）外来患者への処方数 （10）保健事業 <table><tr><th colspan="2">（9）外来患者への処方数</th><th>9月中の延回数を記入してください。</th></tr><tr><td>院内処方数</td><td></td><td>回</td></tr><tr><td>院外処方箋交付数</td><td></td><td>回</td></tr><tr><th colspan="3">（10）保健事業</th></tr><tr><td colspan="3">9月中に実施したものすべてに○</td></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">保健相談・指導</td></tr><tr><td>2</td><td colspan="2">予防処置</td></tr><tr><td>3</td><td colspan="2">自治体の委託検診</td></tr><tr><td>4</td><td colspan="2">事業所等の委託検診</td></tr><tr><td>5</td><td colspan="2">該当なし</td></tr></table>	（9）外来患者への処方数		9月中の延回数を記入してください。	院内処方数		回	院外処方箋交付数		回	（10）保健事業			9月中に実施したものすべてに○			1	保健相談・指導		2	予防処置		3	自治体の委託検診		4	事業所等の委託検診		5	該当なし		○注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの																			
（9）外来患者への処方数		令和8年9月中の延回数を記入。																																																																															
院内処方数		回																																																																															
院外処方箋交付数		回																																																																															
（10）保健事業																																																																																	
令和8年9月中に実施したものすべてに○																																																																																	
1	保健相談・指導																																																																																
2	予防処置																																																																																
3	自治体の委託検診																																																																																
4	事業所等の委託検診																																																																																
5	該当なし																																																																																
（9）外来患者への処方数		9月中の延回数を記入してください。																																																																															
院内処方数		回																																																																															
院外処方箋交付数		回																																																																															
（10）保健事業																																																																																	
9月中に実施したものすべてに○																																																																																	
1	保健相談・指導																																																																																
2	予防処置																																																																																
3	自治体の委託検診																																																																																
4	事業所等の委託検診																																																																																
5	該当なし																																																																																
（11）救急医療体制 <table><tr><th colspan="4">（11）救急医療体制</th></tr><tr><td colspan="4">初期救急医療体制への参加状況</td></tr><tr><td colspan="4">いずれかひとつに○</td></tr><tr><td colspan="4">1 休日等歯科診療所</td></tr><tr><td colspan="4">2 歯科在宅当番医制</td></tr><tr><td colspan="4">3 していない</td></tr><tr><td colspan="4">夜間(深夜も含む)の救急対応</td></tr><tr><td colspan="4">いずれかひとつに○</td></tr><tr><td colspan="4">対応している</td></tr><tr><td colspan="2">1 ほぼ毎日</td><td colspan="2">2 ほぼ毎日以外</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">3 対応していない</td></tr></table>	（11）救急医療体制				初期救急医療体制への参加状況				いずれかひとつに○				1 休日等歯科診療所				2 歯科在宅当番医制				3 していない				夜間(深夜も含む)の救急対応				いずれかひとつに○				対応している				1 ほぼ毎日		2 ほぼ毎日以外				3 対応していない		（11）救急医療体制 <table><tr><th colspan="3">（11）救急医療体制</th><th>いずれかひとつに○</th></tr><tr><td colspan="4">初期救急医療体制への参加状況</td></tr><tr><td colspan="4">1 休日等歯科診療所</td></tr><tr><td colspan="4">2 歯科在宅当番医制</td></tr><tr><td colspan="4">3 していない</td></tr><tr><td colspan="4">夜間(深夜も含む)の救急対応</td></tr><tr><td colspan="4">いずれかひとつに○</td></tr><tr><td colspan="3">対応している</td><td rowspan="2">3 対応していない</td></tr><tr><td>1 ほぼ毎日</td><td colspan="2">2 ほぼ毎日以外</td></tr></table>	（11）救急医療体制			いずれかひとつに○	初期救急医療体制への参加状況				1 休日等歯科診療所				2 歯科在宅当番医制				3 していない				夜間(深夜も含む)の救急対応				いずれかひとつに○				対応している			3 対応していない	1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外		○注書きの位置変更 分かりやすさの観点によるもの
（11）救急医療体制																																																																																	
初期救急医療体制への参加状況																																																																																	
いずれかひとつに○																																																																																	
1 休日等歯科診療所																																																																																	
2 歯科在宅当番医制																																																																																	
3 していない																																																																																	
夜間(深夜も含む)の救急対応																																																																																	
いずれかひとつに○																																																																																	
対応している																																																																																	
1 ほぼ毎日		2 ほぼ毎日以外																																																																															
		3 対応していない																																																																															
（11）救急医療体制			いずれかひとつに○																																																																														
初期救急医療体制への参加状況																																																																																	
1 休日等歯科診療所																																																																																	
2 歯科在宅当番医制																																																																																	
3 していない																																																																																	
夜間(深夜も含む)の救急対応																																																																																	
いずれかひとつに○																																																																																	
対応している			3 対応していない																																																																														
1 ほぼ毎日	2 ほぼ毎日以外																																																																																

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																																																																																
（12）表示診療時間の状況 （12）表示診療時間の状況 通常^①の1週間の診療時間 合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入。 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○ <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>^②祝日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	^② 祝日	1	2	3	4	5	6	7	（12）表示診療時間の状況 （12）表示診療時間の状況 ^①合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。 通常^①の1週間の診療時間 表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。^① <table><tr><th>曜日</th><th>午前</th><th>午後</th><th>18時 ～ 19時</th><th>19時 ～ 20時</th><th>20時 ～ 21時</th><th>21時 ～ 22時</th><th>22時 以降</th></tr><tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>^②休日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	^② 休日	1	2	3	4	5	6	7	①注書きの位置・文言の変更 分かりやすさの観点によるもの ②問の字句変更 医療機関の休業日と誤認しないようにするため。
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																											
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
^② 祝日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																											
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											
^② 休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																											

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由								
（13）技工物作成の委託の状況 （13）技工物作成の委託の状況① いずれかひとつに○ ② 1 国内のみに委託している → 委託先歯科技工所数（カ所）※令和8年9月中の委託先歯科技工所数を記入。① 2 一部又は全ての工程を国外に委託している 3 委託していない	（13）技工物作成の委託の状況 （13）技工物作成の委託の状況① 各項目について、あてはまるものひとつに○ ②<table><tr><td>国内で 作成</td><td> 1 委託している → 委託先歯科技工所数（カ所）※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。① 2 委託していない </td></tr><tr><td>国外で 作成</td><td> 1 委託している 2 委託していない </td></tr></table>	国内で 作成	1 委託している → 委託先歯科技工所数（カ所）※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。① 2 委託していない	国外で 作成	1 委託している 2 委託していない	①問・注書きの変更 誤回答の防止・分かりやすさの観点によるもの ②選択肢の文言変更 本項目は、委託の有無を問い、さらに委託先が国内のみ（委託先歯科技工所数含む）であるか、一部の工程でも国外に委託しているのかを問うものであるため、誤回答の防止・分かりやすさの観点から選択肢を簡略化するもの。				
国内で 作成	1 委託している → 委託先歯科技工所数（カ所）※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。① 2 委託していない									
国外で 作成	1 委託している 2 委託していない									
（14）受動喫煙対策の状況 （14）受動喫煙対策の状況各項目について、いずれかに○ <table><tr><td>敷地内を全面禁煙</td><td> 1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない </td></tr><tr><td>特定屋外喫煙場所を設置</td><td> 1 設置している 2 設置していない </td></tr></table>	敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない	（14）受動喫煙対策の状況 （14）受動喫煙対策の状況各項目について、いずれかひとつに○ <table><tr><td>敷地内を全面禁煙</td><td> 1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない </td></tr><tr><td>特定屋外喫煙場所を設置</td><td> 1 設置している 2 設置していない </td></tr></table>	敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない	特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない	○注書きの文言変更 全て二択問により「ひとつ」と記載する必要性が乏しいため
敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない									
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない									
敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない									
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない									
（15）診療録電子化（電子カルテ）の状況 （15）診療録電子化（電子カルテ）の状況① いずれかひとつに○ ①注）レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「電子化している」には該当しません。 1 電子化している 2 今後電子化する予定がある → 電子化 予定時期 3 電子化する予定なし ② 1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降	（15）診療録電子化（電子カルテ）の状況 （15）診療録電子化（電子カルテ）の状況 <table><tr><td>1 電子化している</td><td></td></tr><tr><td>2 今後電子化する 予定がある →</td><td>② 1 令和5年度 2 令和6年度 3 令和7年度 4 令和8年度以降 </td></tr><tr><td>3 電子化する予定なし</td><td></td></tr></table>	1 電子化している		2 今後電子化する 予定がある →	② 1 令和5年度 2 令和6年度 3 令和7年度 4 令和8年度以降	3 電子化する予定なし		①注書きの追記 誤回答防止・分かりやすさの観点によるもの ②選択肢の年次更新 調査実施年の変更に伴い、回答年次を機械的に更新する。		
1 電子化している										
2 今後電子化する 予定がある →	② 1 令和5年度 2 令和6年度 3 令和7年度 4 令和8年度以降									
3 電子化する予定なし										

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																												
（16）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 （16）電子カルテ情報共有サービスの導入状況 いずれかひとつに○ 1 導入している 2 今後導入する予定がある 3 導入する予定なし 導入 予定時期 1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降	（新設）	○問の新設 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、現在、電子カルテ情報共有サービス（※）の導入の取組が進められており、その導入状況について実態を把握する必要があるため。 ※全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組み																																																												
（17）医療安全体制 （17）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><tr><td></td><td>歯科 医師</td><td>歯科 衛生士</td><td>その他</td><td>配置して いない</td></tr><tr><td>医療安全体制（全般）の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>4</td></tr></table>		歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置して いない	医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4	医療放射線安全管理の責任者	1		3	4	（16）医療安全体制 （16）医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○ <table><tr><td></td><td>歯科 医師</td><td>歯科 衛生士</td><td>その他</td><td>配置して いない</td></tr><tr><td>医療安全体制（全般）の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>院内感染防止対策の責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医療機器安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医薬品安全管理責任者</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>医療放射線安全管理の責任者</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>4</td></tr></table>		歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置して いない	医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4	院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	医薬品安全管理責任者	1	2	3	4	医療放射線安全管理の責任者	1		3	4	○問番号の変更 新・問16の新設に伴う番号繰り下げ
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置して いない																																																										
医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4																																																										
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4																																																										
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4																																																										
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4																																																										
医療放射線安全管理の責任者	1		3	4																																																										
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置して いない																																																										
医療安全体制（全般）の責任者	1	2	3	4																																																										
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4																																																										
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4																																																										
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4																																																										
医療放射線安全管理の責任者	1		3	4																																																										
（18）歯科設備 ① （18）歯科設備 保有しているものすべてに○ 1 歯科診療台（ 台 ） ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入。 2 デンタル・パノラマX線装置 3 歯科用CT装置 4 手術用顕微鏡 5 滅菌機器（オートクレーブ等） 6 ポータブル歯科ユニット 7 歯科用CAD/CAM装置 8 デジタル印象採得装置 9 口腔外バキューム	（17）歯科設備 ① （17）歯科設備 保有しているものすべてに○ 1 歯科診療台（ 台 ） ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。 2 デンタル・パノラマX線装置 3 歯科用CT装置 4 手術用顕微鏡 5 滅菌機器（オートクレーブ等） 6 ポータブル歯科ユニット 7 歯科用CAD/CAM装置 8 デジタル印象採得装置 9 口腔外バキューム ②	①問番号の変更 新・問16の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 表記統一の観点によるもの																																																												

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和８年調査）	旧（令和５年調査）	変更理由																																																												
（ 19 ）インプラント手術の実施状況 ①（ 19 ）インプラント手術の実施状況 ②・実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の実施件数を記入。 ・令和８年９月中の実施件数がない場合は０件と記入。 1 実施している → 令和８年９月中の実施件数（ 件 ） 2 実施していない ②	（ 18 ）インプラント手術の実施状況 ①（ 18 ）インプラント手術の実施状況 ③ いずれかに○ ②実施の有無に○をつけ、９月中の実施件数を記入してください。 ９月中の実施件数がない場合は０件と記入してください。 1 実施している → ９月中の実施件数（ 件 ） 2 実施していない	①問番号の変更 新・問16の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの ③注書きの削除 二択問への記載の必要性が乏しいため																																																												
（ 20 ）在宅医療サービスの実施状況 ①（ 20 ）在宅医療サービスの実施状況 ② 実施の有無に○をつけ、令和８年９月中の件数を記入。 医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない <table><tr><td>訪問診療（居宅）</td><td>01</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問診療（病院・診療所）</td><td>02</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問診療（介護施設等）</td><td>03</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問歯科衛生指導</td><td>04</td><td>件</td></tr></table> 介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない <table><tr><td>居宅療養管理指導（歯科医師による）</td><td>05</td><td>件</td></tr><tr><td>居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）</td><td>06</td><td>件</td></tr><tr><td>介護予防居宅療養管理指導（歯科医師による）</td><td>07</td><td>件</td></tr><tr><td>介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）</td><td>08</td><td>件</td></tr><tr><td>介護保険の施設サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）</td><td>09</td><td>件</td></tr><tr><td>介護保険の通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）</td><td>10</td><td>件</td></tr></table>	訪問診療（居宅）	01	件	訪問診療（病院・診療所）	02	件	訪問診療（介護施設等）	03	件	訪問歯科衛生指導	04	件	居宅療養管理指導（歯科医師による）	05	件	居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	06	件	介護予防居宅療養管理指導（歯科医師による）	07	件	介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	08	件	介護保険の施設サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	09	件	介護保険の通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	10	件	（ 19 ）在宅医療サービスの実施状況 ①（ 19 ）在宅医療サービスの実施状況 ② 実施の有無に○をつけ、９月中の件数を記入してください。 医療保険等による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない <table><tr><td>訪問診療(居宅)</td><td>01</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問診療(病院・診療所)</td><td>02</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問診療(介護施設等)</td><td>03</td><td>件</td></tr><tr><td>訪問歯科衛生指導</td><td>04</td><td>件</td></tr></table> 介護保険による在宅サービス 1 実施している 2 実施していない <table><tr><td>居宅療養管理指導(歯科医師による)</td><td>05</td><td>件</td></tr><tr><td>居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)</td><td>06</td><td>件</td></tr><tr><td>介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)</td><td>07</td><td>件</td></tr><tr><td>介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)</td><td>08</td><td>件</td></tr><tr><td>介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)</td><td>09</td><td>件</td></tr><tr><td>介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)</td><td>10</td><td>件</td></tr></table>	訪問診療(居宅)	01	件	訪問診療(病院・診療所)	02	件	訪問診療(介護施設等)	03	件	訪問歯科衛生指導	04	件	居宅療養管理指導(歯科医師による)	05	件	居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06	件	介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07	件	介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08	件	介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09	件	介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10	件	①問番号の変更 新・問16の新設に伴う番号繰り下げ ②注書きの文言変更 分かりやすさの観点によるもの
訪問診療（居宅）	01	件																																																												
訪問診療（病院・診療所）	02	件																																																												
訪問診療（介護施設等）	03	件																																																												
訪問歯科衛生指導	04	件																																																												
居宅療養管理指導（歯科医師による）	05	件																																																												
居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	06	件																																																												
介護予防居宅療養管理指導（歯科医師による）	07	件																																																												
介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等による）	08	件																																																												
介護保険の施設サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	09	件																																																												
介護保険の通所サービス（口腔関連）を提供（介護予防サービスを含む）	10	件																																																												
訪問診療(居宅)	01	件																																																												
訪問診療(病院・診療所)	02	件																																																												
訪問診療(介護施設等)	03	件																																																												
訪問歯科衛生指導	04	件																																																												
居宅療養管理指導(歯科医師による)	05	件																																																												
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06	件																																																												
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07	件																																																												
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08	件																																																												
介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09	件																																																												
介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10	件																																																												
（ 21 ）介護保険施設の協力歯科医療機関 （ 21 ）介護保険施設の協力歯科医療機関 1 協力歯科医療機関になっている 2 協力歯科医療機関になっていない	（ 20 ）介護保険施設の協力歯科医療機関 （ 20 ）介護保険施設の協力歯科医療機関 1 協力歯科医療機関になっている 2 協力歯科医療機関になっていない	○問番号の変更 新・問16の新設に伴う番号繰り下げ																																																												

医療施設静態調査【歯科診療所票】 新旧対照表（案）

新（令和8年調査）	旧（令和5年調査）	変更理由																																																																																
(22) 従事者数 ① (22) 従事者数 ② 令和8年10月1日現在の数を記入。 注1) 該当する職員がいない欄は空欄としてください。 注2) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。 注3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入。 ・小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入。 ・得られた結果が0.1に満たない場合は、「0.1」と記入。 ・「0.1」「1.0」等の場合、「0」を省略せずに記入。 ・常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。 常勤換算数 = $\frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）}}$ ※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。 <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」 従事者の実人員</th><th>「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>↓小数点</td></tr><tr><td>01 歯科医師</td><td></td><td>③ . 人</td></tr><tr><td>02 医師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>03 歯科衛生士</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>04 歯科技工士</td><td></td><td>. 人</td></tr></tbody></table><table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>↓小数点</td></tr><tr><td>05 薬剤師</td><td></td><td>③ . 人</td></tr><tr><td>06 看護師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>07 准看護師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>08 歯科業務補助者</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>09 事務職員</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>10 その他の職員</td><td></td><td>. 人</td></tr></tbody></table>	職 種	「常勤」 従事者の実人員	「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			↓小数点	01 歯科医師		③ . 人	02 医師		. 人	03 歯科衛生士		. 人	04 歯科技工士		. 人	職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			↓小数点	05 薬剤師		③ . 人	06 看護師		. 人	07 准看護師		. 人	08 歯科業務補助者		. 人	09 事務職員		. 人	10 その他の職員		. 人	(21) 従事者数 ① (21) 従事者数 10月1日現在の数を記入してください。② <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」従事者 の実人員</th><th>「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②</th></tr></thead><tbody><tr><td>01 歯科医師</td><td></td><td>③ . 人</td></tr><tr><td>02 医師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>03 歯科衛生士</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>04 歯科技工士</td><td></td><td>. 人</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>職 種</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員</th><th>「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>↓小数点</td></tr><tr><td>05 薬剤師</td><td></td><td>③ . 人</td></tr><tr><td>06 看護師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>07 准看護師</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>08 歯科業務補助者</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>09 事務職員</td><td></td><td>. 人</td></tr><tr><td>10 その他の職員</td><td></td><td>. 人</td></tr></tbody></table>	職 種	「常勤」従事者 の実人員	「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②	01 歯科医師		③ . 人	02 医師		. 人	03 歯科衛生士		. 人	04 歯科技工士		. 人	職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②			↓小数点	05 薬剤師		③ . 人	06 看護師		. 人	07 准看護師		. 人	08 歯科業務補助者		. 人	09 事務職員		. 人	10 その他の職員		. 人
職 種	「常勤」 従事者の実人員	「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																
		↓小数点																																																																																
01 歯科医師		③ . 人																																																																																
02 医師		. 人																																																																																
03 歯科衛生士		. 人																																																																																
04 歯科技工士		. 人																																																																																
職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)																																																																																
		↓小数点																																																																																
05 薬剤師		③ . 人																																																																																
06 看護師		. 人																																																																																
07 准看護師		. 人																																																																																
08 歯科業務補助者		. 人																																																																																
09 事務職員		. 人																																																																																
10 その他の職員		. 人																																																																																
職 種	「常勤」従事者 の実人員	「非常勤」従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②																																																																																
01 歯科医師		③ . 人																																																																																
02 医師		. 人																																																																																
03 歯科衛生士		. 人																																																																																
04 歯科技工士		. 人																																																																																
職 種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」 従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入) 「0.1」「1.0」等、 「0」を省略せずに 記入してください。②																																																																																
		↓小数点																																																																																
05 薬剤師		③ . 人																																																																																
06 看護師		. 人																																																																																
07 准看護師		. 人																																																																																
08 歯科業務補助者		. 人																																																																																
09 事務職員		. 人																																																																																
10 その他の職員		. 人																																																																																

医療施設動態調査【動態調査票】 新旧対照表（案）

新（令和8年10月分から適用）	旧（令和8年9月分まで）	変更理由												
（7）開設者 <table><tr><td>（7）開設者</td><td>開設者（01-<u>27</u>） ①</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td><u>28</u> <u>うち</u>、医育機関 ②</td><td>☐</td></tr></table>	（7）開設者	開設者（01- <u>27</u> ） ①		①	<u>28</u> <u>うち</u> 、医育機関 ②	☐	（7）開設者 <table><tr><td>（7）開設者</td><td>開設者（01-<u>26</u>） ①</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td><u>27</u> 医育機関(<u>再掲</u>) ②</td><td>☐</td></tr></table>	（7）開設者	開設者（01- <u>26</u> ） ①		①	<u>27</u> 医育機関(<u>再掲</u>) ②	☐	①選択肢の細分化 昨今、一般社団法人や一般財団法人による医療機関の開設事例が増加しており、その非営利性の観点からも疑義（※1）が生じている状況にあることから、今後、対策を進めるにあたり、当該法人が設立する医療機関の実態を把握する必要があるため選択肢に「一般社団法人・一般財団法人」を追加（※2）する。 また、追加に伴い、以降の選択肢の番号を繰り下げる。 ※1 医療法では医療機関の開設者は原則として営利を目的としてはならないこととされている。 ※2 「その他の法人」に含まれていたものから細分化させるもの。 ②選択肢の文言変更 分かりやすさ・静態調査票との表記統一の観点によるもの
（7）開設者	開設者（01- <u>27</u> ） ①													
①	<u>28</u> <u>うち</u> 、医育機関 ②	☐												
（7）開設者	開設者（01- <u>26</u> ） ①													
①	<u>27</u> 医育機関(<u>再掲</u>) ②	☐												